

教育委員会の皆様へ

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

～未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指して～



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1	コミュニティ・スクールの概要	6
1.1	コミュニティ・スクールとは	6
1.2	コミュニティ・スクールの意義	9
1.3	コミュニティ・スクールの有用性	9
2	コミュニティ・スクールの導入	12
2.1	教育委員会における導入に向けた準備	12
2.2	教育委員会における導入計画の策定	14
2.3	委員の人選と任命	15
2.4	学校における導入に向けた準備	17
3	コミュニティ・スクールの実践と伴走支援	20
3.1	学校運営協議会の運営	20
3.2	熟議の在り方	21
3.3	研修の計画・実施	24
3.4	質的向上に向けた取組	25
4	地域学校協働活動の概要	27
4.1	地域学校協働活動、地域学校協働本部とは	27
4.2	地域学校協働活動の効果	28
5	地域学校協働活動の実践	31
5.1	地域学校協働活動の推進に向けた基盤整備	31
5.2	地域学校協働本部の整備と伴走支援	34
5.3	学校と地域の連携・協働	38
6	地域学校協働活動推進員	40
6.1	地域学校協働活動推進員とは	40
6.2	地域学校協働活動推進員	40
6.3	統括的な地域学校協働活動推進員	43
7	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	46
7.1	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進とは	46
7.2	一体的推進における地域学校協働活動推進員等の役割	49
7.3	これからのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	50
8	参考資料	53
8.1	関連法令	53
8.2	Q&A	55
8.3	参考資料	56
8.4	索引	57

用語集

■ 学校運営協議会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とその運営への必要な支援について協議する合議制の機関。

■ コミュニティ・スクール（CS）

学校運営協議会を設置した学校。

■ 地域学校協働活動

社会教育法第5条の2第1項第13号～15号に基づき、幅広い地域住民等の参画を得て、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。

■ 地域学校協働活動推進員（推進員）

地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者であつて、かつ、社会教育法第9条の7第1項に基づき教育委員会が委嘱した者。

■ 地域コーディネーター

地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者。地域学校協働活動推進員を除く。

■ 地域学校協働活動推進員等（推進員等）

地域学校協働活動推進員及び地域コーディネーター。

■ 地域学校協働本部

地域学校協働活動を推進する以下の3つの要素を備えている体制であり、社会教育施設・団体、文化・スポーツ関係団体、企業やNPO等、地域の様々な団体や個人等による緩やかなネットワークを指す。

- ① コーディネート機能（地域学校協働活動推進員等の配置の有無にかかわらず、地域学校協働活動の実施に必要なコーディネートが行われていること）
- ② 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動が実施されていること）
- ③ 継続的な活動（地域学校協働活動が継続的・安定的に実施されていること）

■ CSマイスター

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について、知識と情報が豊富であり、実践に携わった実績を有する者として、文部科学省が委嘱する者。学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図ろうとする教育委員会等からの依頼に応じて、助言及び支援を行うとともに、コミュニティ・スクールの導入が進んでいない教育委員会への導入促進に向けた積極的な働きかけを行うなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を全国的に推進するために必要な支援を行う。

■ CSアドバイザー

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について、豊かな知識や実践経験を有し、都道府県等の伴走支援体制の構築や学校運営協議会の設置及びその円滑な実施に向けて、所管する学校や域内の市区町村教育委員会及びその所管する学校に対して継続的に助言・支援を行う者。



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

はじめに

近年の国際情勢の不安定化、気候変動に伴う自然災害の激甚化、少子高齢化・人口減少の深刻化、都市化や過疎化による地域コミュニティ・交流の希薄化、デジタルトランスフォーメーションの進展などにより、複雑で予測困難な時代の先行きが、さらに不透明なものとなっています。

こうした中、令和5年に閣議決定された教育振興基本計画では、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっているとし、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針を掲げました。この実現に向けて、学校と社会教育が連携して、子供たちの学びの場を学校から地域社会に広げていくこと、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕して、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することなどが求められています。

教育基本法第13条に規定されているように、学校・家庭・地域住民等が相互に連携・協力して教育を行うことは、こうした教育の目的や目標を実現する上で、いつの時代にも必要なことですが、学校や地域を取り巻く課題がますます複雑化・困難化している現在、学校・家庭・地域の連携・協力関係が希薄であったり、一時的なものであったりすれば、学校や地域は困難や課題を乗り越えることが難しくなっています。このような状況のもとで、学校・家庭・地域が連携・協働する体制を構築することは、一層、その必要性を増しています。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、こうした学校・家庭・地域の連携・協働を進めるために、保護者や地域住民等が、学校と目指すべき目標や責任を共有し、その目標達成のための十分な「熟議」を通じて、学校運営に参画する体制を制度的に保障するものです。そして、参画する保護者や地域住民等の意思が表明される法定の合議体として、その意見や承認により、校長の決断や取組を後押しし、自立的な学校運営を支える大きな後盾となるものです。

また、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う学校内外の様々な活動である地域学校協働活動は、未来を担う子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域住民等とともにつくっていくものであるとともに、学びその成果の活用を通じて地域で人と人とのつながりを作り出すものです。

この学校・家庭・地域の連携・協働を進める仕組みであるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に共通することは、地域でどのような子供たちを育てていくのか、どのような地域を創っていくかという目標・ビジョンを共有し、地域全体が共に考え、当事者として参画していくことです。このことから、地域学校協働活動推進員等をつなぎ役として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の取組を一体的に推進していくことが効果的です。これにより、「社会に開かれた教育課程」の実現、いじめや不登校等の課題への対応、学校における働き方改革の推進など、学校が抱える多様な課題に対応することが可能となるだけでなく、地域防災や地方創生など地域の抱える課題にも対応する、課題解決のためのプラットフォームとして活用することも可能となります。

この手引きは、主に都道府県、市区町村の教育委員会が、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進していく際の参考となるよう作成しています。それぞれの地域や学校の特色を生かしつつ、積極的な取組が行われ、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」が一層進展することを期待します。

ONE TEAM



1章 コミュニティ・スクールの概要

1.1 コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、学校運営協議会の役割や権限が明確化されています。



- 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する
- 教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べるができる

● 基本方針の承認

学校運営協議会を通じ、保護者や地域住民等が、校長と共に学校運営に責任を負うとともに、校長が作成する学校運営の基本的な方針に保護者や地域住民等の意向を反映させることを目的としています。校長は、承認された方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことが求められます。

教育課程の編成、業務量管理・健康確保措置の実施以外の事項としては、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行、学校安全の推進等に関する事項が考えられますが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めます。

(教育委員会規則の例)

第●条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関する事
- (4) 組織編成に関する事
- (5) 学校予算の編成及び執行に関する事
- (6) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事
- (7) 学校安全の推進に関する事 等

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。



● 学校運営に関する意見

学校運営協議会は、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させる観点から意見を申

し出すことができます。

意見の内容としては、学校管理規則の見直しや学校の教育課程やその実施状況等についての意見が想定されません。

教育委員会は、現場の課題を捉え、必要な支援を講じるためにも、述べられた意見を前向きに受け止め、真摯に向き合うことが重要です。

(教育委員会規則の例)

第●条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。

(意見の例)

- ・学校への必要な支援、地域人材の活用に関すること
- ・地域学校協働活動に関すること
- ・学習指導、生徒指導に関すること
- ・教職員の働き方に関すること

●教職員の任用に関する意見

「教職員の任用に関する意見の申出」は、学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な校内体制の整備・充実が図られるなどの意義があります。

学校運営協議会は、学校の基本方針を踏まえつつ、保護者や地域の意見を学校運営により反映し、学校運営を充実していくために必要な教職員の任用（採用、転任であり、分限処分、懲戒処分等は含まない）について、教育委員会を通じて任命権者に意見を述べるができます。校長は日頃より学校運営協議会に対し、学校のビジョンや校内体制の状況等について十分に共有しておくことが重要となります。

任命権者（都道府県・政令市）は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会からの意見を尊重するよう努めることが求められますが、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。さらに、どのような事項について意見の対象とするかは、教育委員会規則で定めることができます。

(教育委員会規則の例1)

第●条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項（特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)

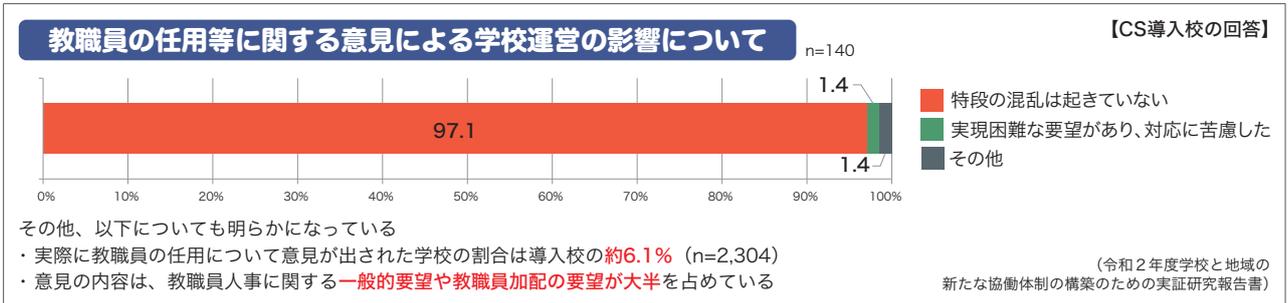
(教育委員会規則の例2)

第●条 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見(対象学校の運営改善に資する建設的な意見であるものに限る。)を教育委員会に述べ、又は△△県教育委員会を経由して教育委員会に述べることができる。ただし、対象学校における転任を求める意見及び個人を特定しての意見を述べることはできない。

(意見の例)

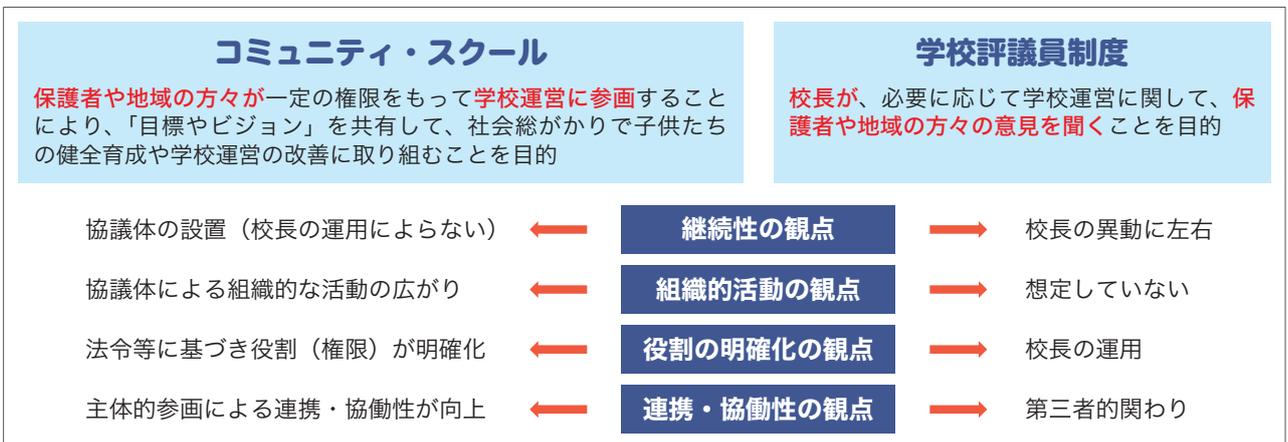
- ・地域連携の核となる「社会教育士」等の資格を有する教員の配置
- ・小学校における外国語活動の充実のために、「中・高の英語の免許」を持つ教員の配置

- ・次年度は複数の学年で個別指導が必要な児童がいることから、学習支援員の複数配置



学校評議員制度等との違い

従来の「学校評議員制度¹」や「学校関係者評価委員会²」など、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組です。



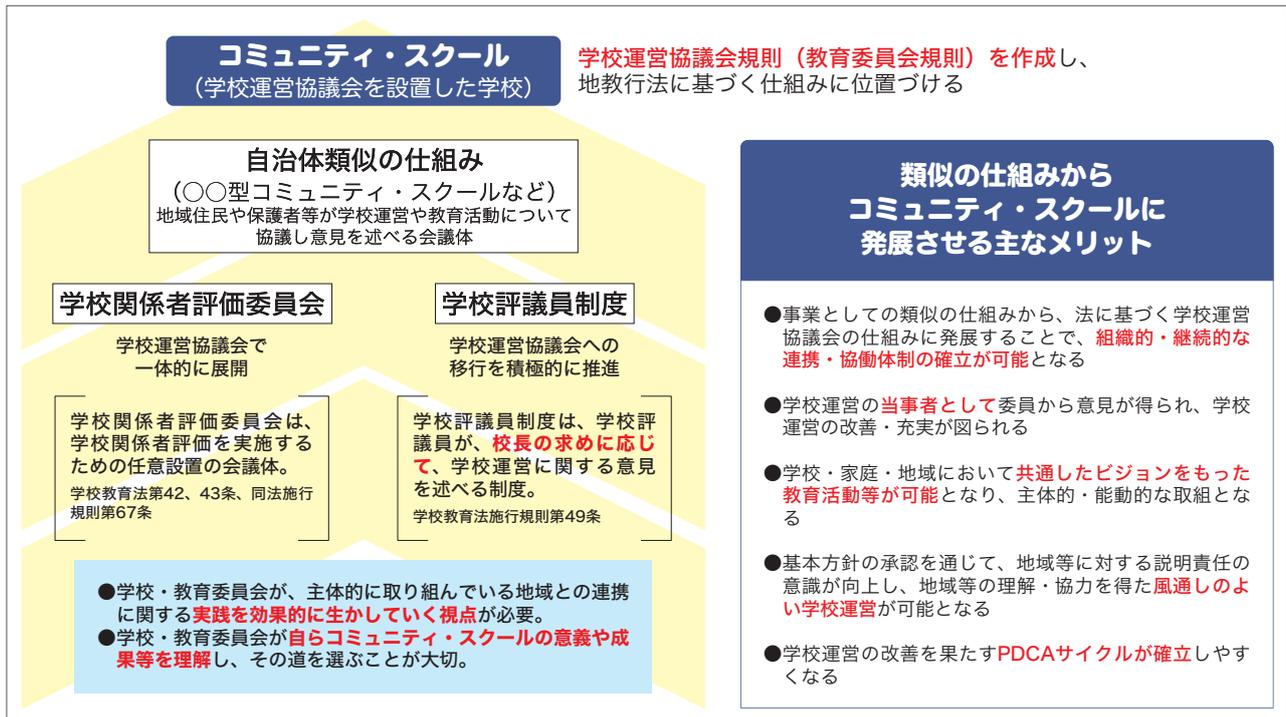
これらをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していきます。コミュニティ・スクールに学校関係者評価の機能を包含させるために、いくつかの部会を作り、その一つに「学校評価部会」を設置する事例もあります。

学校・教育委員会が、主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要です。また、学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切です。

学校評議員や学校関係者評価委員等から学校運営協議会委員を選出する場合には、単に移行するのではなく、コミュニティ・スクールの役割や意義、学校評議員制度等との違いを認識してもらう必要があります。また、学校運営や子どもの学びに必要な委員を新たに選出し、新たなコンセプトの協議体として文化を醸成することが必要です。

法律に基づくコミュニティ・スクールを導入することにより、学校運営の当事者として、自立した学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができます。

¹ 学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度（学校教育法施行規則第 49 条）
² 学校関係者評価を実施するための任意設置の会議体（学校教育法第 4 2 条）



1.2 コミュニティ・スクールの意義

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、学校運営協議会の役割や権限が明確化されているため、保護者や地域住民等が学校に任せることなく、学校運営の「当事者」として、自立した学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることが出来ます。

- **当事者性**…十分な権限により当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）
(協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画)
- **自立性・対等性**…十分な権限を持つ自立した合議体として、効果的な学校運営に寄与
(協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能)
- **持続性**…永続的かつ安定した学校運営のための仕組みを制度的に保証
(法律に基づく制度として、国の財政支援等を活用して組織的・継続的に取り組むことが可能)

1.3 コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）となり得るものです。学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、地域全体で解決を図る必要があることから、学校と地域が目標や課題を共有し、協議する仕組みであるコミュニティ・スクールを活用し、保護者や地域住民等が当事者意識を持って参画することで、様々な取組が活性化されます。

(具体例)

○学校の課題解決

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働するため、学校運営協議会委員が授業研究に参画し、学校理解を深め、熟議を行うことで、「社会に開かれた教育課程」を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与。

- ・学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに向け、保護者や地域住民と目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教師の意識改革にも成果。

○子供の課題解決

- ・不登校対策

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、児童生徒の学習支援や見守りなど、チームとしての不登校対策体制を構築。

○地域の課題解決

- ・若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などを踏まえ、地域の協力のもと地元の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力を育成。

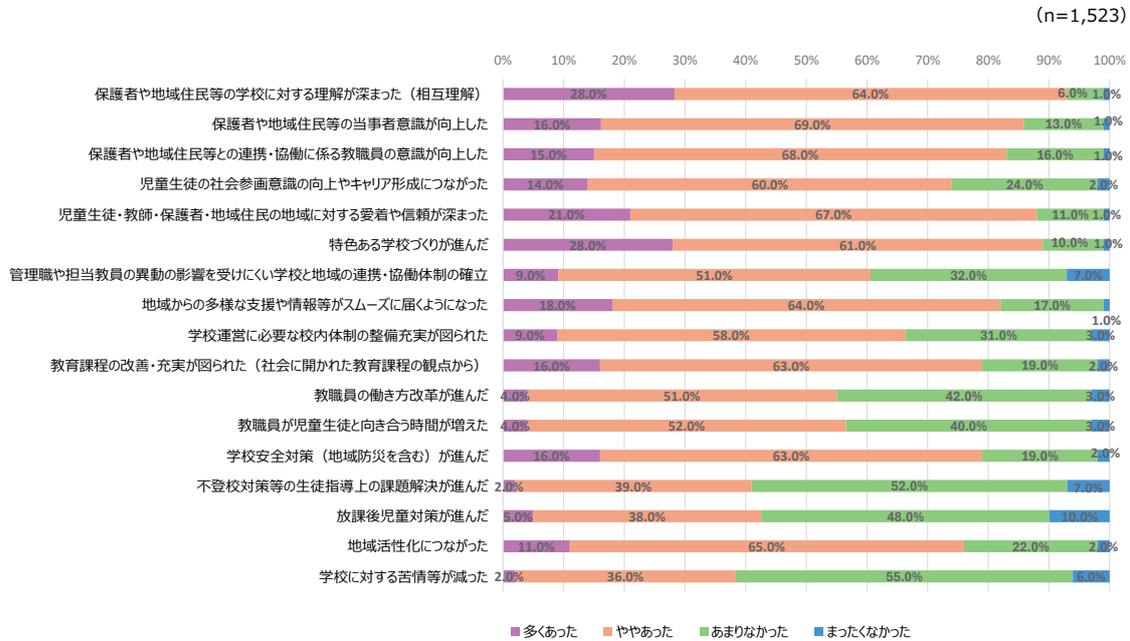
- ・防災・防犯や登下校の見守りなど子供の安全・安心の確保

自治体の防災・安全担当部局や警察・消防等の関係機関・団体などの関係者が学校運営協議会に参画し、災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備や、地域住民との合同防災訓練、登下校の見守りや通学路の安全点検など、地域共通の課題である防災・防犯はじめ子供の安全に関する事項・取組を協議・実践。

コミュニティ・スクールの取組に係る教育委員会としての成果実感

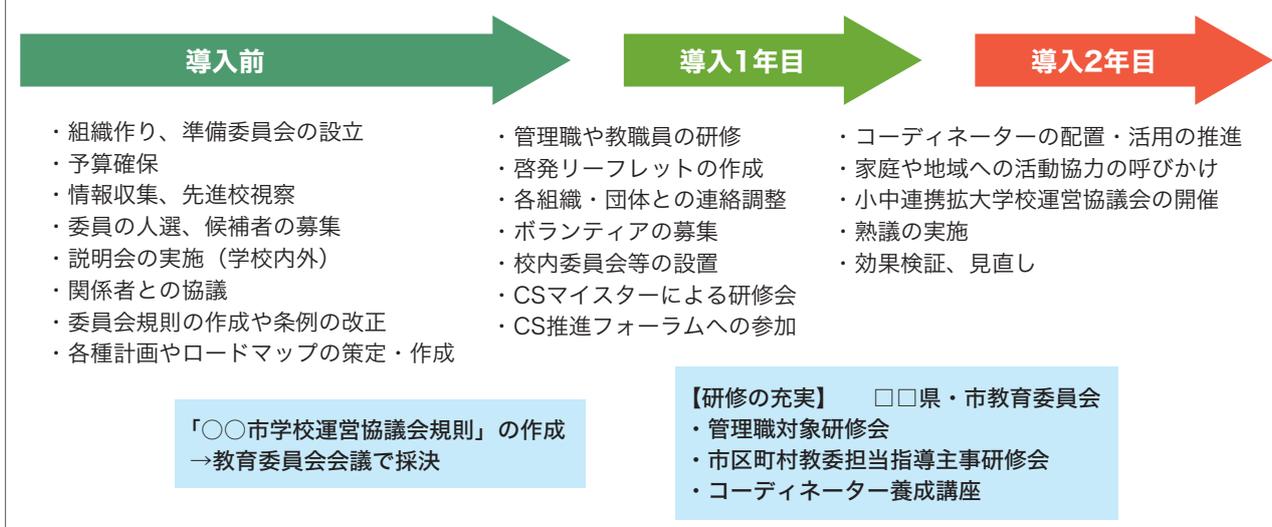
令和7年5月1日
時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『保護者や地域住民等の学校に対する理解が深まった』、『特色ある学校づくりが進んだ』においては、多くの教育委員会が「多くあった」又は「ややあった」と回答した。



2章 コミュニティ・スクールの導入

(例) コミュニティ・スクールを導入・推進するスケジュール



2.1 教育委員会における導入に向けた準備

教育委員会事務局担当者のコミュニティ・スクールへの理解

まずは、教育委員会事務局担当者がコミュニティ・スクールの理念や運営方法等について理解することが重要です。文部科学省の資料やフォーラム等への参加・アーカイブ配信視聴、他地域の導入事例等について学ぶことや、実際に近隣の学校運営協議会を視察することも効果的です。これにより、担当者がコミュニティ・スクールの目的や効果を深く理解し、自分事として伝えることができるようになります。

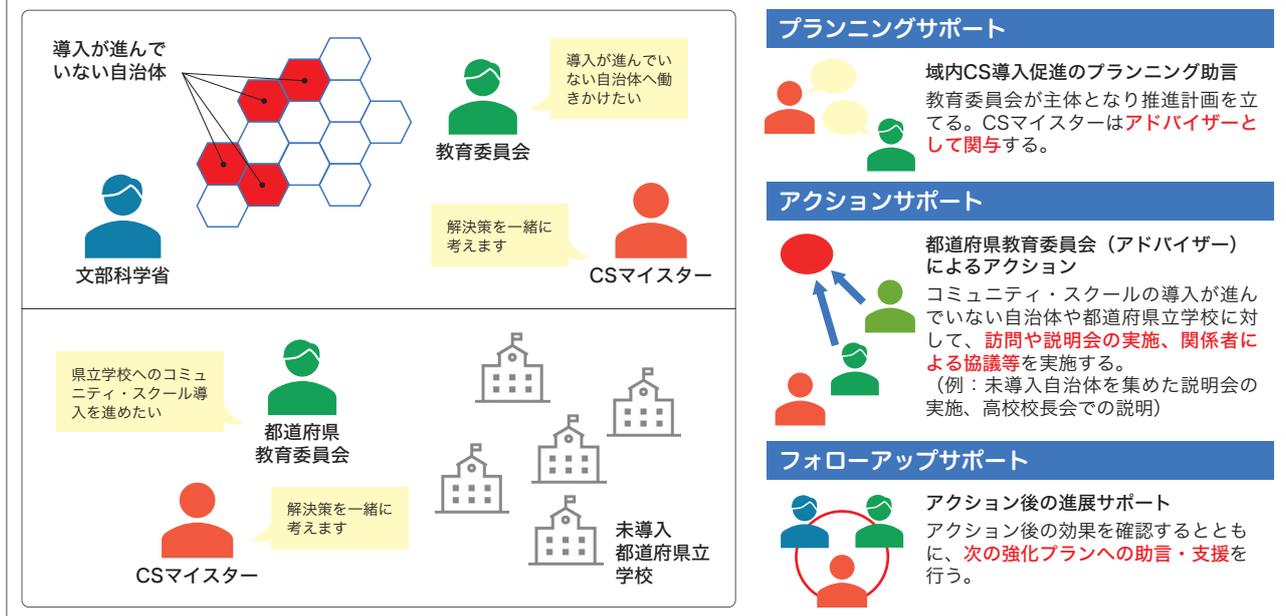
教育委員会事務局、首長部局等との情報共有と周知

教育委員会内で、コミュニティ・スクールの直接の担当課室だけでなく、関係する課室も連携・協働して定期的に会議を開催し、コミュニティ・スクールに関する情報を共有します。これにより、全員が最新の情報を把握し、一貫した対応が可能となります。また、学校教育主管課と社会教育所管課等による合同でのプロジェクトチーム（PT）も効果的です。

担当者がコミュニティ・スクールについて一定程度理解した上で、教育委員会事務局内、また、首長部局等の関係所管等に対しても、コミュニティ・スクールの理念や有用性、他地域での好事例等を共有する機会を設けることが大切です。これにより、関係者全員が最新の情報を把握し、一貫した対応が可能となります。

この際、文部科学省のCSマイスター派遣事業³などを活用できます。

導入が進んでいない自治体（市区町村）や都道府県立学校への派遣



現状分析

現在の学校運営状況や地域のニーズを詳細に把握し、コミュニティ・スクール導入の必要性を明確にします。学校の課題や地域社会の変化を分析するとともに、自治体の施策や総合教育会議、教育振興基本計画における位置づけを確認し、整合性を図りながら、コミュニティ・スクールに関する方針等を各種計画等へ明確に位置づけていきます。

情報収集

コミュニティ・スクールは全国で導入数が増えており、実践事例も多数存在します。自治体の理念や課題に近い他地域の事例について、その成功要因やうまく導入に至らなかった原因を調査します。文部科学省の資料やフォーラム等も活用できます。

関係者との協議

学校関係者、保護者、地域住民の代表者等との意見交換を行い、導入に対する理解と協力を得ます。これにより、地域全体での協力体制を構築します。また、総合教育会議や地域協議会等を通じて、広範な意見を収集します。なお、こういった場面においても、文部科学省のCSマイスター派遣事業などを活用できます。

予算確保

導入に必要な予算を見積もり、確保します。報酬（単価、日額・月額・年額等の支払い方法の整理等）や研修費用等の具体的な費用項目を洗い出し、学校や地域のニーズも確認しながら、財源を確保するための計画を立てます。

予算措置にあたっては、まずは教育委員会事務局内でのベクトル合わせが



3 CSマイスター派遣事業（文部科学省 HP）
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/cs-torikumi/index.html>

必要であるとともに、予算要求を行う相手先である企画担当や財政担当等に対し、コミュニティ・スクールが必要である背景とその有用性について、学校教育に限らず、人づくり、まちづくりへの寄与等も見据えた広い視点での説明が必要です。

学校運営協議会の設置・運営に必要な経費(委員報酬、会議費等)は、普通交付税として措置されています。また、地域学校協働活動推進員の諸謝金については、国や都道府県の補助金があることも踏まえます。

2.2 教育委員会における導入計画の策定

目標設定

コミュニティ・スクール導入の目的と目標を明確にします。学校運営の改善を通じた教育の質の向上、協働による「学校を核とした地域づくり」の推進などを掲げることが考えられます。これにより、関係者全員が共通のビジョンを持つことができます。



スケジュール作成

導入までの具体的なスケジュール、各学校が自走できるまでの伴走支援の計画を作成し、各段階の期限を設定します。これにより、計画的な進行が可能となります。スケジュールは、準備期間、試行期間、本格導入の各フェーズを含めて作成します。

ロードマップの作成

導入計画の全体像を示すロードマップを作成し、主要なマイルストーン（中間目標地点）や重要な活動を含め、進捗状況を可視化します。

研修計画の策定

コミュニティ・スクールの理解促進のための研修計画を立て、研修の対象と内容について、あらかじめ見通しを持ちます。

役割分担

教育委員会内での役割分担を明確にします。特に、学校教育、社会教育に横断的な関わりが持てるような体制づくりが重要です。各担当者の責任範囲を明確にし、効率的な運営を図ります。また、指導主事等のみ担当を担わせることなく、チーム体制を組んで対応する意識も重要です。

規則の作成と条例改正

コミュニティ・スクール導入に伴う教育委員会規則の作成や、必要に応じた条例・規則の整備を行い、コミュニティ・スクールの運営に関する規則や、委員の選任方法などを定めます。学校運営協議会委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に該当し、特別職の地方公務員の身分を有することから、地方自治法第203条の2に基づき、報酬を支給しなければなりませんので、首長部局等との調整が必要となる場合もあります。

類似の仕組みからの移行

学校運営協議会の類似の仕組み⁴を導入している場合は、コミュニティ・スクールへの移行を円滑に行うための計画を立てます。対外的にも説明できるよう、これまでの類似の仕組みとコミュニティ・スクールの違いを明確にしておくことが重要です。

説明会の実施

保護者や地域住民に対して説明会を実施し、導入の目的やメリットを説明することにより、広範な理解と協力を得ます。学校評議員や学校関係者評価委員、類似の仕組みの組織等に対する事前の説明も重要となります。



(参考：学校と地域でつくる学びの未来 <https://manabi-mirai.mext.go.jp>)

2.3 委員の人選と任命

学校運営協議会において扱う課題の明確化

校長を中心に、解決したい学校や地域の課題に優先順位を付け、年度ごとに学校運営協議会において扱う課題を明確にします。複数の課題を並行して解決していくために、複数の部会を構成することも考えられます。学校運営協議会委員は、その課題解決に向け、可能な限り男女のバランス等にも留意した上で、幅広い人材の中から、適する人物を選出することが重要です。



⁴ 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置している、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体を指す。

委員の人選

学校運営協議会委員は教育委員会が任命しますが、校長は任命に関する意見を教育委員会に申し出ること（推薦）ができます。その際、校長の考える学校運営の基本的な方針に賛同し、その実現に向けて、意見を述べるだけでなく連携・協働する情熱と実践力のある人を探して推薦します。具体的には、以下の観点が考えられます。

・課題解決に適した実績

地域や学校の課題を解決するのに適した人を推薦します。これにより議論が深まり、連携・協働した実践につながります。

・教育経験

教育現場での経験が豊富な人を推薦します。これにより、実践的な知識を持った委員が議論に参加できます。また、当該学校が今後議論を焦点化していきたい事項等があれば、専門分野の有識者（大学教授等）を推薦することや、学校種間の連携・接続の観点から幼稚園等の関係者を近隣小学校の学校運営協議会に推薦したり、高等学校の関係者を近隣中学校の学校運営協議会に推薦したりすることも考えられます。

・地域活動の経験

地域活動に積極的に参加している人を推薦します。地域との連携を強化するために重要です。

・社会教育人材の活用

地域の社会教育人材（例：社会教育士、NPO関係者など）を積極的に活用することで多様な視点が入り入れられ、専門性を生かしたファシリテーション能力や多様な人材とのつながり等も期待できます。

・地域住民以外の有識者や企業関係者

高等学校等においては、地域（ローカルエリア）の枠にとどまらない、より幅広い共同体であることから、地域に第3者の視点をもたらす可能性があります。その意味では、地域住民以外の有識者や企業関係者を委員に加えることも想定されます。

推薦の具体的な理由を明確にすることにより、推薦プロセスの透明性を確保することが重要です。また、管理職の異動に伴い人選が難しい際には、他の教職員や保護者からも意見を収集し、推薦候補者の選定に反映することも考えられます。

なお、地域住民や保護者などの学校組織の外にある者の意見や知見を学校運営に反映させるという学校運営協議会制度の趣旨に照らせば、外部性を重視するという観点から、教職員は委員としないことが望ましいです。もちろん、教職員が積極的に協議会の議論に関わり、地域住民・保護者と熟議を行うなど、協議会との連携・協力を図ることは推奨されます。

候補者の募集

必要に応じて広報活動を行い、多くの委員候補者を募ることも考えられます。地域の広報誌やウェブサイト、SNSなどの活用も選択肢の1つです。

募集する際は、説明会を実施し、コミュニティ・スクールの目的や委員の役割について詳しく説明することが効果的です。

面接と選考

教育委員会は、必要に応じて候補者との面接を行い、適任者を選考します。



面接では、候補者の意欲や適性を評価します。具体的な質問例として、「次年度の学校運営協議会では〇〇〇を解決したい課題として取り組む予定ですが、どのような貢献ができると思いますか」、「地域活動の経験について教えてください」や「コミュニティ・スクールでどのようなことを実現できると思いますか」などが考えられます。

その後、あらかじめ設定した選考基準に基づき、候補者を評価し、適任者を選びます。

任命と研修

選考された委員を正式に任命します。任命式を行い、教育委員会や学校が準備した資料や学校運営協議会規則等を基に、委員としての責任と役割、守秘義務等を明確にします。

任命後、委員に対して研修を実施し、コミュニティ・スクールの理念や運営方法についての理解を深めます。講義形式だけでなく、ワークショップ形式やディスカッション形式も取り入れ、実践的な学びを提供することが効果的です。研修については1度だけでなく必要に応じて適宜行い、継続的なスキルアップを図ることが望ましいです。

任期と報酬

委員の任期を設定します。一般的には1年から2年程度が適当ですが、継続的な活動を促進するために再任も可能とします。

学校運営協議会委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に該当し、特別職の地方公務員の身分を有することから、地方自治法第203条の2に基づき、普通地方公共団体は、報酬を支給しなければなりません。具体的な報酬額や内容は、自治体の規定や予算に応じて工夫します。



2.4 学校における導入に向けた準備

校内外への説明

● 校内説明会の実施

教育委員会（または学校管理職）は、教職員や生徒に対して、コミュニティ・スクール導入の目的やメリットを説明し、理解と協力を求めます。

● 校外説明会の実施

学校管理職（または教育委員会）は、保護者や地域住民等に対して説明会を開催し、導入の目的やメリットを詳しく説明します。質疑応答の時間を設け、疑問や不安を解消します。この際、学校運営協議会の前段となる会議体（学校評議員会、類似の仕組みの会議体等）がある場合は、より丁寧な説明が必要となります。

● 広報活動

学校のウェブサイトやSNS、学校パンフレット等を活用して、コミュニティ・スクール導入に関する情報を発信します。また、教育委員会が作成したパンフレット等を配布することも考えられます。

● 準備委員会

地域とともに準備委員会を立ち上げることも考えられます。準備委員会を設置する場合は、教育委員会と学校

が調整を図りながら、既存の会議体等をそのまま移行させるのか、全くの別の形として新規で設置するのかを検討します。

教職員の研修

研修を実施するにあたって、教育委員会は教職員向けの研修プログラムを作成します。研修内容には、コミュニティ・スクールの理念をはじめ、有用性や運営方法、好事例の紹介などを含めます。また、コミュニティ・スクールの手引きなどを作って、資料とするのも効果的です。

教育委員会は、学校が自走できるまで教職員に対して研修を実施し、コミュニティ・スクールについての理解を深めます。講義形式だけでなく、ワークショップ形式やディスカッション形式も取り入れ、実践的な学びを提供することが効果的です。研修については1度だけでなく必要に応じて適宜行い、継続的なスキルアップを図ることが望ましいです。

なお、教職員が実際に学校運営協議会の熟議に参加することにより、コミュニティ・スクールへの理解を深めることも考えられます。

校内委員会等の設置

コミュニティ・スクール導入に向けて、校内に専任の委員会やプロジェクトチームといった組織を設置します。これにより、導入プロセス全体を監督し、各ステークホルダーとの連携を図ることができます。なお、地域学校協働活動推進員が配置されている場合は、メンバーとして位置づけることを積極的に検討します。

設置する際は、組織内での役割分担を明確にし、各メンバーの責任範囲を設定します。例えば、プロジェクトリーダー、研修担当、予算担当（学校事務職員等）などの役割を設定します。

設置後は定期的に会議を開催し、進捗状況を確認して必要な調整を行います。

グランドデザインの策定

グランドデザインは、学校や地域の実情に応じて、準備段階から学校と地域で共に考える場合と、コミュニティ・スクール導入後に策定する場合のどちらも考えられます。

●ビジョンとミッションの設定

学校全体のビジョンとミッションを明確にし、コミュニティ・スクールの導入がどのようにこれらに貢献するかを示します。

●長期目標の設定

5年から10年先を見据えた長期目標を設定し、コミュニティ・スクールの導入がその達成にどう寄与するかを計画します。

●ステークホルダーの巻き込み

教職員、保護者、地域住民、行政など、関係者全員を巻き込み、拡大熟議等多くのステークホルダーが参加する機会を通じて、共通のビジョンを創造・共有します。

高等学校のスクール・ポリシー

スクール・ポリシーとコミュニティ・スクールは、高等学校の教育活動を支える重要な要素です。スクール・

ポリシーは学校の教育方針を明確にし、コミュニティ・スクールはその方針を保護者・地域等が承認・共有することで、学校とともに方針に掲げられた目標等を実現するための仕組みです。両者が連動することで、より豊かで実践的な教育が可能となります。

また、スクール・ポリシーを作成する過程で、学校運営協議会において、地域住民や保護者等に対してスクール・ポリシーの案を示し、地域から学校に期待することや、学校教育活動を推進する上でどのような連携・協働が可能かなどについて話し合う機会を設けることも考えられます。

年間計画の策定

コミュニティ・スクールとして行う活動等を年間スケジュールに組み込み、学校運営協議会と各活動等の時期を明確にすることで、効率的・効果的に連動させます。また、各活動の具体的な計画を立て、学校運営協議会や地域学校協働本部等において必要な準備やリソースを明確にします。

試行期間の設定

導入前に試行期間を設定し、試行期間中に実施する活動や評価方法を明確にします。

試行期間中は、教職員、保護者、地域住民等からフィードバックを収集します。学校関係者評価、アンケートやインタビュー等を活用し、具体的な意見を集めます。

収集したフィードバックを基に、導入計画を修正し、改善策を検討します。これにより、本格導入時の問題点を最小限に抑えます。

3章 コミュニティ・スクールの実践と 伴走支援

3.1 学校運営協議会の運営



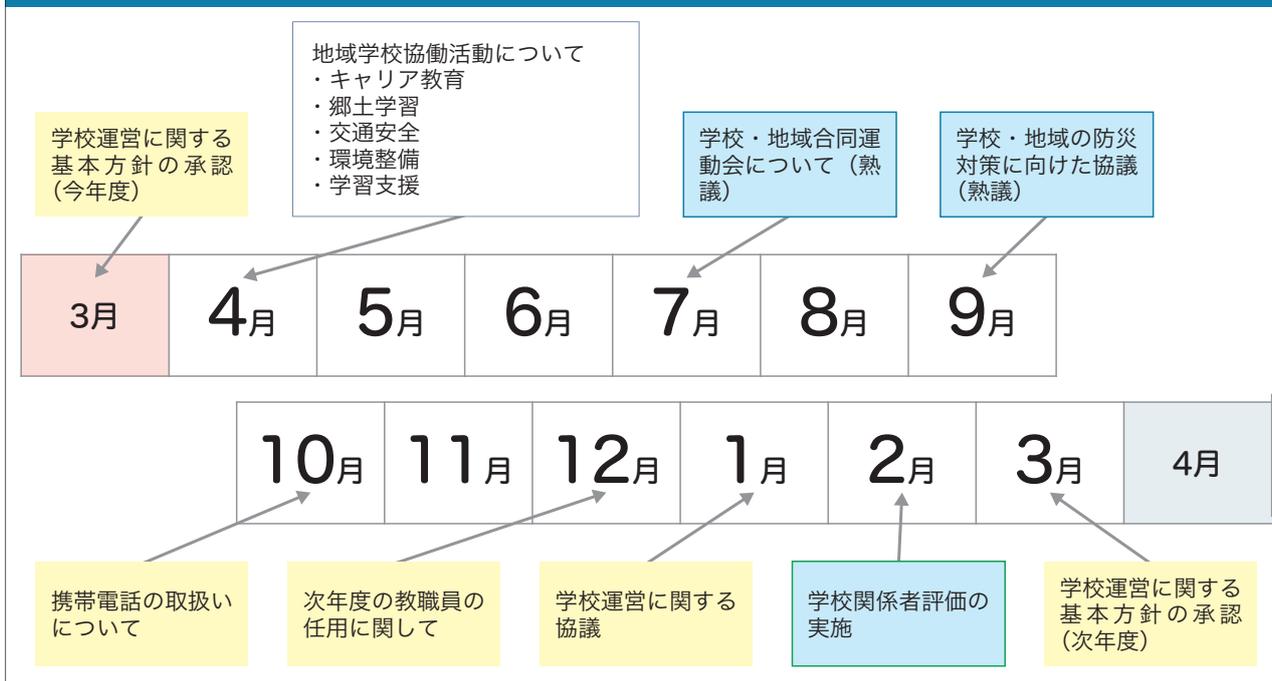
年間運用計画の策定

熟議は1回で終わるものではなく、繰り返し議論を重ねることが重要です。

これにより、学校運営の改善や地域との連携強化が持続的に進められます。例えば、年間を通じて議論するテーマを一つに絞り（「社会に開かれた教育課程」、「不登校への対応」、「学校における働き方改革」等）、同一テーマを深く議論することも考えられます。

そのため、年間の運用計画を策定し、定期的な会議のスケジュールを明確にすることが必要です。これにより、計画的かつ継続的な議論が可能となります。

【学校運営協議会・部会（委員会）開催計画：例】



会議の回数

教育委員会規則で会議の回数を厳格に縛ることは不利益を生む可能性があります。特に、予算上の制約で「〇回しかできない」という規則は避けるべきです。委員報酬に関する規則とも関連しますが、委員報酬を年間で一律の報酬にする等、必要に応じて柔軟に対応できるようにします。

学校運営協議会の回数を十分に確保することはとても重要です。継続的な議論とフィードバックの収集を行う

ためには、年間3回では少なく、年間5回以上の会議を開催するなど、活発な議論が行われるような場の設定を推奨します。もちろん、学校運営協議会は、状況に応じて柔軟に対応することが求められますので、例えば、学校安全やいじめ対策などの緊急の問題が発生した場合には、予定の回数を超えていたとしても、臨時に学校運営協議会を開催するなどの対応も考えられます。

学校運営協議会の中に部会を設置している場合には、必要に応じて部会ごとの会議を実施します。少人数の会議であることで、効率的な話し合いができる良さがあります。

学校運営協議会委員以外の声の聴取

● 子供（児童生徒）

こども基本法第3条においては、子供が意見を表明する機会等を確保することを、行政施策を行う際の基本理念とすることが規定されています。学校運営協議会で学校運営の在り方等について協議を行う際は、学校運営協議会委員だけでなく、子供の声を積極的に聴くことが重要です。これにより子供の視点を取り入れた議論が可能となり、また、子供が自らの意見を表明する機会とともに、社会的な活動に参画する機会を設けることができます。学校運営協議会の拡大熟議等の場に、学校の児童生徒が参画して意見を表明したり、意見交換したりする時間を設けている事例も各地で見られますので、このような取組を積極的に導入することが重要です。

● 保護者・地域住民・専門家

保護者・地域住民・専門家の意見も取り入れることで、より広範な視点から学校運営を見直すことができます。

● その他学校等

学校運営協議会とは別に学校との意見交換会を開催し、直接的なフィードバックを得ることも効果的です。

定期的な評価と見直し

各会議後にはフォローアップを行い、議論の内容や決定事項の進捗状況を確認します。また、年度末に年間の活動を評価し、次年度に向けた改善点を洗い出します。

日々の運営の注意点

学校運営協議会の運営において、形式にこだわったために準備等に過剰な負担がかかるということは避けなければなりません。DX化による業務改善を図り、ペーパーレスに行なうなど、可能な限り効率的に進めることが必要です。

また、学校運営協議会の呼びかけや当日資料の準備、議事録のまとめなどを学校の事務局（教員）のみに任せるとはならず、学校運営協議会自身が主体性を持ってそれらに取り組むことが求められます。

3.2 熟議の在り方



熟議とは

熟議とは、関係者が集まり、意見を交換し合いながら、共通の課題について深く議論するプロセスです（熟慮と議論）。学校運営協議会等において、以下のような点で熟議が必要と考えられます。通常の学校運営協議会だ

けでなく、多くの関係者が参画する拡大学校運営協議会等においても活用が期待されます。

・多様な意見の収集

教職員、保護者、地域住民、専門家など、多様なバックグラウンドを持つ参加者からの意見を収集することで、より包括的な解決策を見つけることができます。

・合意形成

熟議を通じて、関係者全員が意見を交換しながら合意形成することができます。これにより、実行段階での協力を得やすくなります。

・透明性の確保

熟議のプロセスがオープンになることで、意思決定の透明性を高め、信頼関係を築くことができます。

・目的の明確化

熟議の目的を明確にし、参加者全員で共有します。例えば、学校運営の改善や地域との連携強化などを目的とします。目的が明確であることで、議論がぶれずに進行します。

参加者の選定

以下の点に考慮し、熟議に参加するメンバーを選定します。教職員、保護者、地域住民、専門家など、多様な視点を持つメンバーを含め、特に児童生徒が参加することで熟議が活性化する事例が多く報告されています。

・多様性の確保

異なる立場や意見を持つ人々を含めることで、議論の質を高めます。

・専門性の活用

必要に応じて、特定の分野に詳しい専門家を招き、議論を深めます。

議題の設定

熟議の議題を事前に設定し、参加者に共有します。議題は具体的で解決すべき課題に焦点を当てます。議題設定のポイントは以下の通りです。

・具体性

議題は具体的であることが重要です。抽象的な議題ではなく、具体的な問題や課題に焦点を当てます。

・関連性

参加者にとって関連性の高い議題を設定し、議論への関心を高めます。例えば、「どんな子供に育てたいか」、「そのために学校・家庭・地域にできることは何か」、「子供たちの課題は何か」等について意見を出し合い、その課題を解決するために「学校・家庭・地域は何ができるか」についてそれぞれ話し合い、最後に具体的な方策に落とし込むことなどが考えられます。

熟議の方法

熟議の参加者が大人数であると、1人あたりの発言回数・時間ともに制限されてしまいます。そこで、3～5人の少人数のグループごとに熟議を行い、参加者全員がじっくりと話し合うことのできる方法を採用します。以下はその例です。

・ブレインストーミング（ブレスト）

与えられたテーマについて、各自でアイデアを思いつくまま付箋に書き、1人ずつ順番に自分の付箋を読み上げて、模造紙に適当に貼る。他者の意見を聞いて思いついたことなど、アイデアをどんどん付け足して自由な発想を広げていき、後で模造紙を全体で共有します。

・ワールドカフェ

はじめのグループの熟議である程度意見が尽きたら、各グループにホスト1名を残して、別のグループを再結成して熟議を行い、対話を広げ深めていく。同様のことを2～3回繰り返し、再びはじめのグループに戻って気づきを報告し、更に熟議を深める。はじめのグループでの熟議の際に1人ずつ順番に自分の付箋を読み上げて、模造紙に貼っておき、最後にもう一度はじめのグループに戻った際に、新たな意見や気づきを付箋に書いて整理するとより効果的です。

ファシリテーション

熟議の進行役であるファシリテーターを決め、円滑な議論を促進します。ファシリテーターは中立的な立場で議論を進め、全員の意見を引き出します。社会教育人材（社会教育士等）の積極的な活用を検討します。ファシリテーションのポイントは以下の通りです。

・中立性の維持

ファシリテーターは中立的な立場を保ち、特定の意見に偏らないようにします。

・安心感の創出

誰の発言も否定しないことで、安心して意見を言える雰囲気を作り出します。

・議論の整理

議論が脱線しないように整理し、議題に沿った進行を心がけます。

合意形成

熟議の結果を基に、具体的な行動計画を策定します。合意形成には時間をかけ、全員が納得する形を目指します。合意形成のポイントは以下の通りです。

・意見の尊重

全員の意見を尊重し、納得感のある合意を目指します。あらかじめ議題を共有しておくことや小グループを活用するなどの工夫が必要です。

・具体的な行動計画

合意内容を具体的な行動計画に落とし込み、実行可能な形にします。

・フォローアップ

合意内容の実行状況を定期的にフォローアップし、必要に応じて見直しを行います。

3.3 研修の計画・実施

研修計画とプログラムの作成

教育委員会は立場に応じた研修（教職員研修・学校運営協議会委員研修、地域学校協働活動推進員研修など）の年間計画を策定し、各研修の目的及び対象者をはじめ、内容や実施時期等を明確にします。これにより、計画的かつ継続的な研修が可能となります。

年間計画の策定後、教育委員会は計画に応じた研修プログラムを作成します。研修内容には、コミュニティ・スクールの理念をはじめ、有用性や運営方法、好事例の紹介などを含めます。コミュニティ・スクールの手引きなどを作って、資料とするのも効果的です。

研修は、講義形式だけでなく、ワークショップ形式やディスカッション形式も取り入れ、実践的な学びを提供することが効果的です。研修については1度だけでなく必要に応じて適宜行い、継続的なスキルアップを図ることが望ましいです。

これらの研修は、導入時だけでなく、導入後も委員の交代や新たな教員の赴任の際など、定期的に行うことが必要です。

そのほか、研修センター等で実施される職階に応じた教職員研修（初任者研修、中堅教員研修など）の中に、コミュニティ・スクールに関する内容を盛り込むことも重要かつ効果的です。

講師の選定

研修の講師を選定する際は、多様な視点を提供できる人材を選び、参加者が幅広い知識を得られるようにします。専門知識を持つ外部講師や、実践経験のある教職員を招き、研修の質を高めましょう。CSマイスターやCSアドバイザーの活用も検討します。

評価とフィードバック

研修終了後、アンケートやインタビューを活用して参加者からのフィードバックを収集し、研修の効果を評価します。収集したフィードバックを基に、次回の研修に向けて改善点を洗い出し、研修内容を見直します。

校長の意識変革に向けた教育委員会の役割

校長のリーダーシップは学校運営全体に大きな影響を与えるため、校長の意識変革は重要です。教育委員会は、校長の意識変革を支援する役割を担います。教育長を中心として、教育委員会が目指している方向性の理解を促し、校長会での議論の場を設けます。

また、校長会の一部の議題としてコミュニティ・スクールを取り上げるだけでなく、メインテーマとして据えた校長向けの研修を実施します。これにより、校長がコミュニティ・スクールの理念を深く理解し、実践に活かすことができます。

「社会に開かれた教育課程」の実現

● 地域との連携強化

コミュニティ・スクールは、地域との連携を強化し、「社会に開かれた教育課程」の実現に寄与します。社会と学校が目標を共有するとともに、地域資源を活用した教育活動を推進します。

● 多様な学びの機会提供

地域が保有する多くの地域資源（ヒト・モノ・コト）を生かしながら、多様な学びの機会を提供します。これにより、教育活動がさらに充実したものとなり、児童生徒の学び・社会に対する意欲・関心を高めるとともに児童生徒において地域住民等とのコミュニケーションが促進されるなど、実社会で役立つスキル等を身につけることができます。

● 「総合的な学習（探究）の時間」の内容充実に係る取り組み

学校運営協議会において探究学習の企画や地域との協働体制の構築を進めることにより、地域の文化、自然、産業等の地域資源を活かした探究学習の充実を図ることが可能となります。

学校運営協議会の承認事項である「教育課程の編成」について協議を行うにあたっては、学校教育目標、学校運営に関する基本的な方針、各学校が定めることとされている総合的な学習の時間の目標・内容等を踏まえつつ、「総合的な学習（探究）の時間」において、地域や社会と連携・協働してどのような活動を実施するのかを検討することが考えられます。

また、探究学習に必要な人的・物的体制を確保するため、地域学校協働活動推進員等が地域の関係機関等との調整役を担うことや、協議会において学校、家庭、地域の役割分担を議論し、共通理解につなげていくことが重要です。

3.4 質的向上に向けた取組

伴走支援体制の構築

市区町村が行う伴走支援については、各学校運営協議会への参加・指導・助言、各学校運営協議会の開催状況（回数・議題・熟議の実施など）の把握、導入時の研修会開催・委員選考・1年目の運営方法についての助言・支援が考えられます。

都道府県が行う伴走支援については、市区町村への伴走支援の必要性・支援内容に関する指導、市区町村の伴走支援の状況把握、市区町村単位での実施が難しい研修会の開催、先進事例・最新情報を共有するための都道府県単位のフォーラムの開催などが考えられます。市区町村にCSアドバイザーを設置し、支援を行うことも考えられます。

CSアドバイザーの役割

都道府県や政令指定都市の伴走支援体制の構築や学校運営協議会の設置及びその円滑な実施に向けて、域内市町村教育委員会や学校等に助言・支援を行う



都道府県
教育委員会



CSアドバイザー

助言・支援



都道府県立学校
市町村立学校



市町村
教育委員会

CSアドバイザー 役割の具体例



- 都道府県主催の市町村研修会の講師・助言
- 導入に関する地域説明会の講師・助言
- 学校訪問による管理職への助言・支援
- 学校運営協議会への参加及び助言・支援
- CS研修会の企画・運営及び講話・助言
- 社会教育課と学校教育課の連携強化
- 都道府県内各地のCSに関する情報集約と発信

CSアドバイザーとして想定される人

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する実績があり、教育委員会と連携・協力できる人を想定

(例)

- コミュニティ・スクールの経験がある元校長
- 学校と地域の連携・協働の経験があるコーディネーター
- コミュニティ・スクール導入に関わった元教育行政職員

※体制強化の主旨から現職の教育行政職員は想定していません

CSアドバイザーの配置人数

例えば、都道府県内の各教育事務所にアドバイザーを配置することにより、市町村教育委員会や域内学校に効果的・継続的に助言・支援できることが考えられる

財政支援について

国は都道府県等に対し、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」(補助事業)により、アドバイザーの配置及び研修に必要な経費を支援。
補助率：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3

定期的な評価の実施

継続的な改善を図るため、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) のサイクルを導入し、コミュニティ・スクールの活動を定期的に評価して、改善点や成果等を見つけます。評価には、アンケートやインタビューを活用します。この際、CSポートフォリオ⁵を活用することで、次の一手を見つけ出すこともできます。

好事例の共有

好事例や効果的な取組を共有し、他の学校や地域と情報交換を行うことにより、全体の質的向上を図ります。学校運営協議会の相互見学・先進自治体の視察等も効果的です。

国や都道府県の補助金を活用して、教育委員会が学校や地域住民等向けの研修会やフォーラムを開催することで、好事例を広めることができます。

情報共有の活性化

定期的な会議や報告会を開催し、学校内外でのコミュニケーションを活性化することで、円滑な情報共有を行います。保護者や地域住民、児童生徒の意見を積極的に収集し、学校運営に反映させます。

フィードバックの収集と活用

保護者や地域住民、児童生徒からのフィードバックを積極的に取り入れ、活動の改善に役立てます。フィードバックを基に、柔軟に対応策を講じます。

5 令和6年度 コミュニティ・スクール関係課説明会「CS ポートフォリオのご紹介～成り立ちと活用方法～」
(<https://www.youtube.com/watch?v=2GdgtZCmLWc>)

4章 地域学校協働活動の概要

4.1 地域学校協働活動、地域学校協働本部とは

「地域学校協働活動」とは、社会教育法第5条第1項第13号～15号に基づき、保護者、地域住民、企業やNPO等の幅広い地域関係者の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

「地域学校協働本部」とは、地域学校協働活動を推進する以下の①～③の要素を備えている体制であり、社会教育施設・団体、文化・スポーツ関係団体、企業やNPO等、地域の様々な団体や個人等による緩やかなネットワークのことです。「地域学校協働本部が設置されている」状態とは、以下の①～③の要素を満たすことの出来るネットワークのもとで、多様な「地域学校協働活動」が継続していることを指します。このことについて、教育委員会で要項を定めるなどして、位置づけている例もあります。



①コーディネート機能

地域学校協働活動推進員等の配置に関わらず、地域学校協働活動の実施に必要なコーディネートが行われていること

②多様な活動

より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動が実施されていること

③継続的な活動

地域学校協働活動が継続的・安定的に実施されていること

様々な地域学校協働活動

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第1項第13号～15号により、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において、学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動



なお、総合的な学習（探究）の時間などにおいて、専門的な知見や技能、経験を持つ外部人材が学習を支援す

る活動なども、地域学校協働活動に該当します。

また、地域住民による登下校の見守りや部活動の支援など学校の教職員の働き方改革に資する活動についても地域学校協働活動に含まれます。

<p>学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動 ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動 ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など 	<p>放課後子供教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動 	<p>学習支援（地域未来塾）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援 
<p>家庭教育支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など 	<p>学校に対する多様な協力活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など 	<p>地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など 

4.2 地域学校協働活動の効果

子供たちへ期待される効果

地域学校協働活動を通じて、子供たちが自分たちの活動によって地域の課題を解決したり、社会をよりよくしたりできるという実感を持ったりすることは、子供たちにとって自分が身近な地域や社会生活に影響を与えという認識につながります。これを積み重ねていくことにより、主体的に学びに向かい、学んだことを人生や社会づくりに生かしていこうという意識や積極性が育まれ、「社会に開かれた教育課程」の実現につながっていきます。

また、地域学校協働活動は、子供たちに社会や職業との関連を意識させるキャリア教育の観点からも意義があります。地域学校協働活動を推進することにより、変化する地域や社会の動きを理解し、地域に根差した学習や体験活動を通じて、子供たちがこれからの人生を前向きに考えていけるようにすることや、発達の段階に応じた多様な学びの中で、地域や社会と関わり、様々な職業の大人に出会い、社会・職業的自立に向けた学びを積み重ねていくことができるという効果も期待されます。

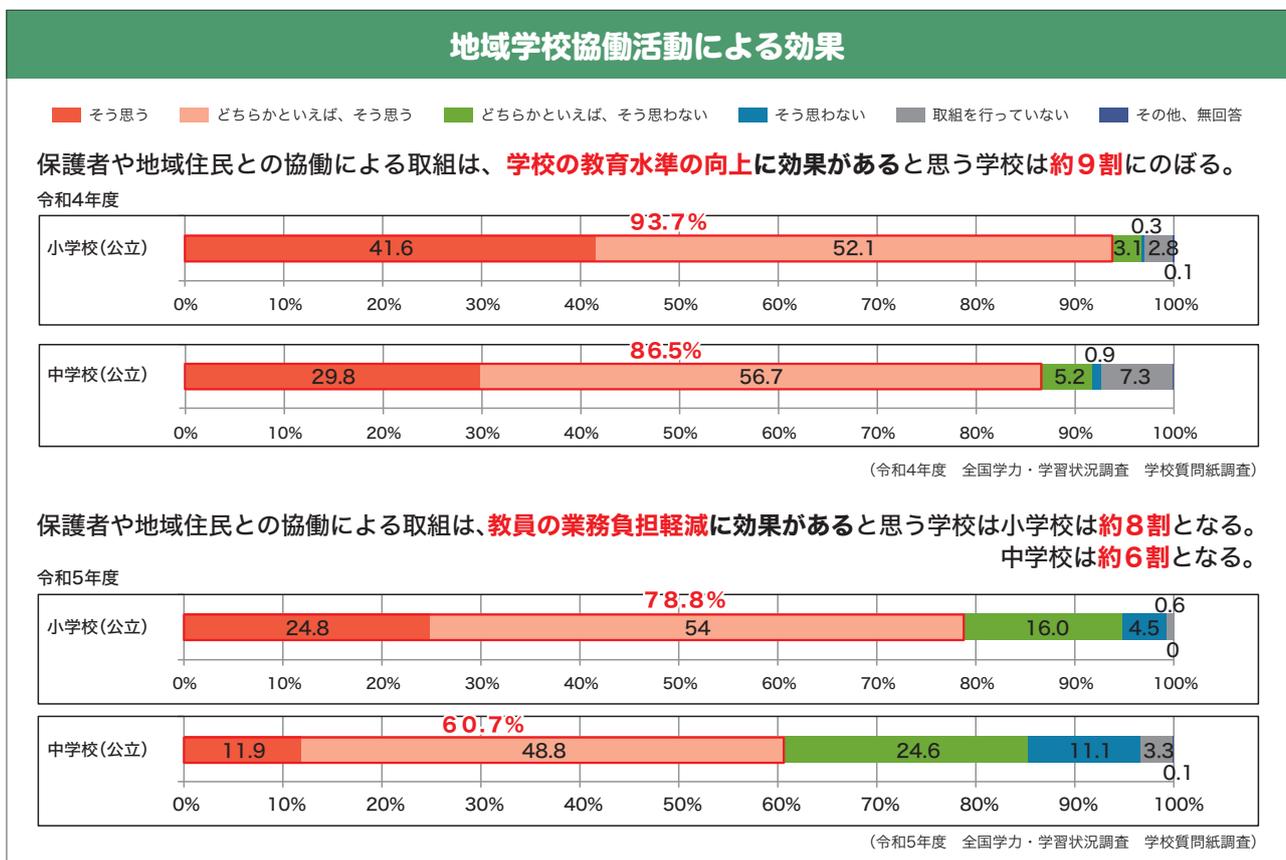
地域学校協働活動を通じて子供たちが信頼できる大人と多くの関りを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれることが期待できます。また、地域の人々に支えられ学んでいくことで、地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれるため、地方創生の観点から活動の充実を図ることが重要です。

学校・教職員へ期待される効果

「社会に開かれた教育課程」の実現には、学校が社会と接点を持ちつつ、多様な人々と繋がりを保ちながら学ぶことのできる開かれた環境が重要であり、その実現のためにも、幅広い地域住民等の参画による地域学校協働活動を推進していくことが期待されます。各学校が「カリキュラム・マネジメント」に取り組むにあたっては、地域と学校が子供の成長に向けた目標を共有しながら、それぞれの地域や学校の特色を生かして地域学校協働活動を推進していくことが非常に有効となります。

また、教職員自身が地域の人々との関わりの中で得られる多様な活動・経験を通じ、地域の一員としての自覚が生まれることや、地域に根差した魅力的な教育活動の展開も期待できます。

さらに、地域学校協働活動を進めることで、社会総掛かりでの教育の実現に向けて、教育や子供たちの成長に対する責任や役割を家庭や地域と分かち合うことにつながることも期待できます。地域学校協働活動の推進を通じて、教育の質の向上や教員の業務負担軽減にもつながるといふ以下のような調査結果も出ています。



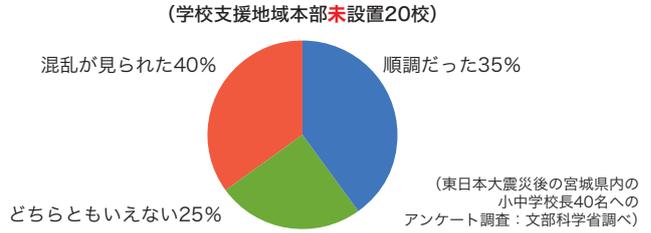
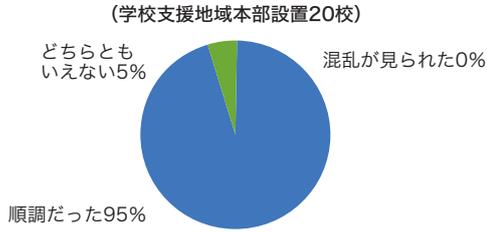
地域へ期待される効果

地域学校協働活動は、子供や若者が自分の生まれ育った地域への愛着・誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に参加できる取組であるとともに、活動に参画する地域住民の生きがいづくりや自己実現にも資する取組であり、地域の教育力の向上や地域の活性化につながることも期待されます。

また、地域と学校が顔の見える関係を築いていくことは、非常災害時や防犯における対応にも非常に有効です。平常時から地域との学校の連携・協働体制を構築していくことにより、非常時の円滑な体制づくりにつながっていくことが期待できます。

地域学校協働本部等の震災時の様子

東日本大震災時、避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長) (宮城県)



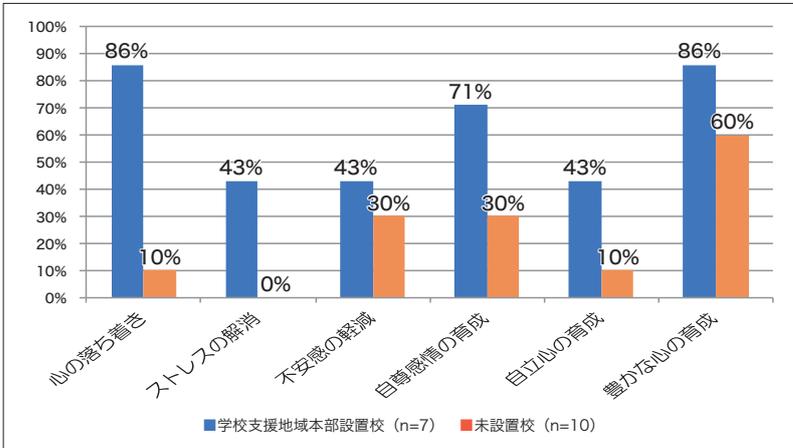
平成28年熊本地震における地域学校協働本部（学校支援地域本部）の設置による被災後の効果

平成28年熊本地震時においても、**学校支援地域本部設置校では、地域住民、学校教職員、児童生徒の結束力が高まっているため、避難所の運営がスムーズであった**との声を聞いている。
(熊本県教育委員会へのヒアリングより：文部科学省調べ)

●学校支援地域本部の設置校では、未設置校と比べて、地震後に地域のボランティア等と連携・協働（学校支援活動）した取組を実施し、子供たちの行動面に与える効果が高かった。

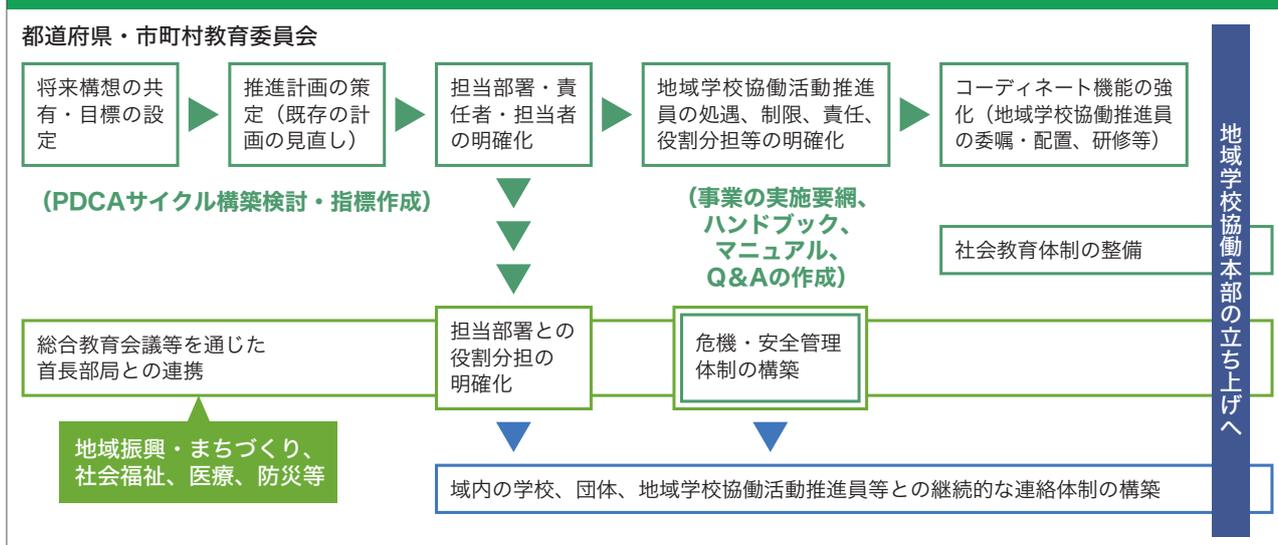
※地域のボランティア等と連携・協働（学校支援活動）した取組を実施して、各学校で見受けられた子供たちの行動面に与える効果について「大変効果が得られた・ある程度効果が得られた」と回答した学校の割合（地震後1年半を経過した時点）

(熊本地震後で震央となった益城町と周辺6町村の小中学校18校へのアンケート調査：文部科学省調べ)



5章 地域学校協働活動の実践

(例) 地域学校協働活動の推進に向けた教育委員会における基盤整備のプロセス



5.1 地域学校協働活動の推進に向けた基盤整備

連携協力体制の構築

社会教育法第5条第2項及び第6条第2項において、教育委員会は地域住民等と学校との連携協力体制を整備することについて規定しています。まずは、教育委員会における担当部署と責任者、首長部局を含めた関係部署との役割分担を明確にするとともに、関係者との継続的な連絡体制を整備することが重要です。特に都道府県においては、都道府県全域を視野に入れて広域的に施策を進めていくためにも、各教育事務所や各市区町村の担当部局との緊密な連絡体制を構築していくことが重要です。

生涯学習や社会教育を担当する部局と学校教育を担当する部局の連携・協働には、例えば、両局にまたがるプロジェクトチームの設置や職員の併任、定期的な会議や打合せの実施、両者の共催によるフォーラムや研修の実施等が考えられます。

また、地域学校協働活動推進員や活動に参画する地域ボランティアの身分、権限、責任、役割分担等について明確にすることが重要です。その上で、適切な人材を得られるよう、人材の発掘方法や、育成のための研修等の仕組みを整備しておくことも大切です。

ONE TEAM



ルールやマニュアルの作成

地域学校協働活動を安心して実施するとともに、活動中に事故や問題が生じたときに速やかに対応策を講ずることができるよう、教育委員会において、想定されるケースごとに責任者や対応の役割分担等を整理しておくことが有効です。

災害、事件・事故、子供たちの健康などへの危機・安全管理体制を構築するため、関係機関を含めた緊急連絡網の整備や、事案のケースごとの危機管理マニュアル、Q&A等を作成しておくことも大切です。子供たちや保護者、地域ボランティア等の個人情報の適切な管理について、ルールや注意事項等をまとめ、十分に留意する旨を周知することも重要です。



市区町村における推進施策

市区町村の教育委員会においては、域内の地域学校協働活動の運営方針等を検討し、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、地域ボランティア等の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行うための運営委員会を設置するなど、幅広い関係者の意見を踏まえて推進していくことが期待されます。運営委員会の構成員には、例えば、行政関係者（教育委員会、福祉部局やまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、NPO、市民活動関係者、学識経験者等が考えられますが、地域の特色や実情を踏まえ、幅広い方々に参画いただくことが期待されます。

市区町村の教育委員会においては、以下のような施策を検討・推進することが考えられます。

- ・ 首長部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・ 地域学校協働活動の推進についての市区町村教育振興基本計画への位置付けなど、教育委員会としての推進目標・計画の明示
- ・ 地域学校協働本部未設置の地域・学校における設置の推進
- ・ 地域住民や保護者等の参画の促進、関係機関・団体等の連携・協働の促進
- ・ 複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりの推進
- ・ 域内の地域学校協働活動推進員の配置の促進
- ・ 域内の推進員や地域ボランティア等の研修機会・内容の充実、ネットワーク化の促進
- ・ 指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修の充実、理解の促進
- ・ 学校の教職員の「地域と学校の連携・協働に係るマネジメント力向上」等のための研修機会・内容の充実
- ・ 教職員等の学校関係者、地域住民、保護者等に対する積極的な普及啓発
- ・ 安全・安心な活動のための危機・安全管理対策
- ・ 地域学校協働活動の改善に向けた取組のフォローアップ、好事例の発信
- ・ 学校施設の積極的な開放等による地域の学び・集いの場づくりの推進

都道府県における推進施策

都道府県の教育委員会においては、域内の地域学校協働活動の総合的な在り方、効果的な推進方策、安全管理方策、広報活動等の検討、研修の企画、事業の検証・評価等を行うための推進委員会を設置するなど、幅広い関係者の意見を踏まえて推進していくことが期待されます。推進委員会の構成員には、例えば、行政関係者（教育

委員会、福祉部局やまちづくり担当部局等)、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等が考えられますが、地域の特色や実情を踏まえ、幅広い方々に参画いただくことが期待されます。

都道府県の教育委員会においては、以下のような施策を検討・推進することが考えられます。

- ・ 知事部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・ 地域学校協働活動の推進についての都道府県教育振興基本計画への位置付けなど、教育委員会としての推進目標・計画の明示
- ・ 域内市区町村における地域学校協働活動の推進のための財政的な支援
- ・ 域内の地域学校協働活動推進員の配置の促進
- ・ 域内の推進員や地域ボランティア等の研修機会・内容の充実、ネットワーク化の促進
- ・ 指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修の充実、理解の促進
- ・ 学校の教職員の「地域と学校の連携・協働に係るマネジメント力向上」等のための研修の充実
- ・ 域内市区町村の学校関係者、地域住民、保護者等に対する積極的な普及啓発
- ・ 安全・安心な活動のための危機・安全管理対策
- ・ 地域学校協働活動の改善に向けた取組のフォローアップ、好事例の発信
- ・ 学校施設の積極的な開放等による地域の学び・集いの場づくりの推進
- ・ 都道府県立学校における地域学校協働活動の推進
- ・ 域内市区町村の教育委員会関係者等に対する研修の充実、理解の促進

地域学校協働活動の計画的な推進

域内全域を視野に入れて、広域的な視点から地域と学校の連携・協働を計画的に推進していくためには、地域学校協働活動の現状を把握し、地域ごとの課題を整理することが重要です。このため、社会教育委員、公民館運営審議会委員、学識経験者等の協力も得つつ、地域学校協働活動の調査・分析を行い、地域学校協働活動の推進計画を検討することも有効です。特に地域と学校の連携・協働が進んでいない地域に対しては、先進事例の提示や企画・立案における助言など、積極的な働きかけを行うことが重要です。

また、活動に必要な経費の支援を行うことも重要です。例えば、地域ボランティアへの謝金、地域学校協働活動への理解促進に向けた研修やフォーラム等の実施に係る費用、学習支援員や教育活動サポーター等への謝金などが考えられます。国や都道府県の補助金⁶を活用することも併せて検討します。

地域と学校における将来構想（ビジョン）の共有、目標設定及び計画の策定

● 将来構想（ビジョン）の共有・目標の設定

地域学校協働活動の推進には、教育委員会の地域学校協働活動担当課がリーダーシップを発揮して具体的な体制整備や普及啓発に取り組むことが必要です。また、首長部局と連携し、当該自治体の地域づくりや子育て・青少年育成に係る教育政策の方針等を踏まえ、どのような地域を創っていくのか、そのために地域でどのように子供を育てていくのかという将来構想（ビジョン）を明確にすることも重要です。そのためには、総合教育会議等を活用し、教育のみならず地域振興、社会福祉、医療、防災等を担当する幅広い部局で連携することが期待されます。

さらに、こうした将来構想（ビジョン）に基づき、地域学校協働活動を推進するための目標を設定することが

⁶ 学校を核とした地域力強化プラン（文部科学省 HP）
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/yosan/index.html>

考えられます。その際、地域の住民や学校、企業、団体等に対してヒアリングやアンケート等を行い、地域の実情や資源、課題を把握することも有効です。こうした調査等の結果を踏まえ、活動の成果を客観的に把握することができるよう、地域や学校関係者の意識の変容や行動の変化などについても、できるだけ数値目標も併せて策定し、成果を検証するための根拠となるデータや情報をあらかじめ把握しておくことが便利です。

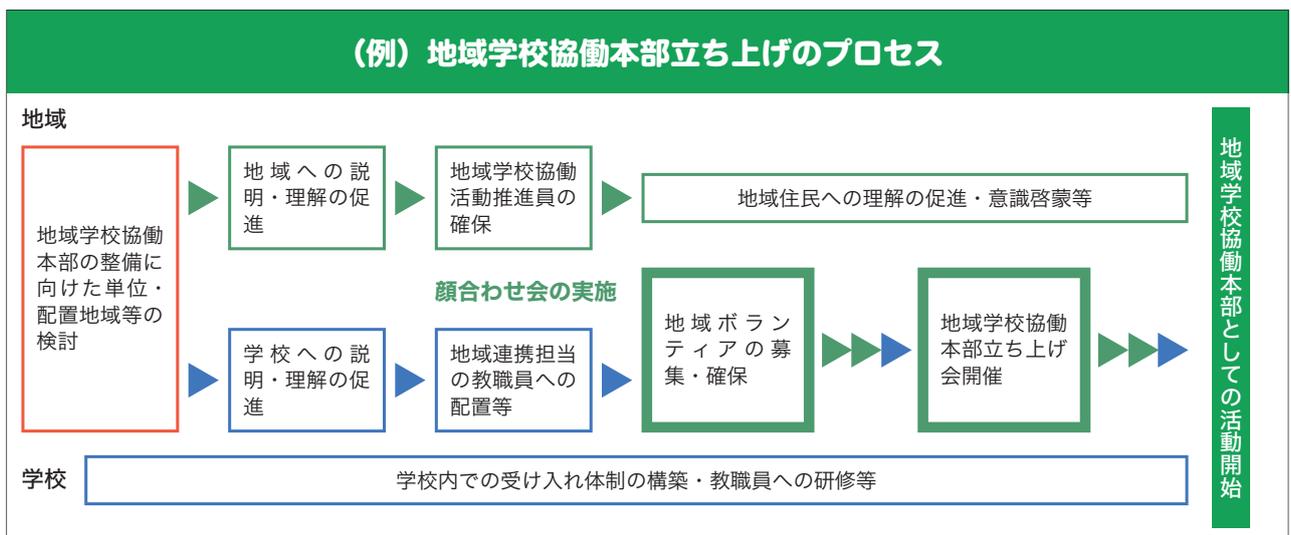
● 地域の特徴を踏まえた計画の策定

将来構想・目標の達成に向けて、教育委員会は、地域における地域学校協働活動の推進のために取り組むべき施策についての計画（推進計画）を策定し、関係者で共有することが効果的です。この推進計画で目標を達成するために、どれくらいの期間でどのような施策や取組を行うのかを具体的に示すとともに、特に重点的に行うべき施策等を示すことなどの工夫が考えられます。また、それぞれの地域における実情や、これまでの地域と学校の連携・協働の推進の経緯、進捗状況等に配慮することが重要です。

将来構想や推進計画の策定は、新規に策定するのではなく、現行の生涯学習や社会教育の推進に関する目標や計画等を見直し、新たに必要な事項を盛り込むなどの方法も考えられます。将来構想や推進計画の策定や現行の目標や計画の見直しに当たっては、社会教育委員等の有識者から意見を求めたり、調査研究を依頼したりするなどの協力を得ることも大切です。

なお、都道府県の教育委員会においては、広域的な視点から、域内の市区町村における地域学校協働活動を推進するため、都道府県としての地域と学校の連携・協働に関する基本的な考え方等について市区町村に説明し、それらを踏まえて各市区町村が将来構想、目標、推進計画を策定できるようにすることが期待されます。

5.2 地域学校協働本部の整備と伴走支援



地域学校協働本部の立ち上げの支援

教育委員会の役割として、地域学校協働本部の立ち上げに向けた支援が考えられます。地域学校協働本部は地域住民等の緩やかなネットワークですが、教育委員会としても、その立ち上げをサポートしていく必要があります。

対象とする学校区の単位は、地域や学校の特色や実情を踏まえ、単独の小学校や中学校の学校区ごとに設定する場合もあれば、複数の学校区にまたがって設定する場合、小規模な自治体では一つのみの設置とする場合もあります。また、小学校や中学校のみならず、幼稚園、高等学校、特別支援学校等を対象とすることも考えられます。

本部の構成者は、地域学校協働活動推進員を中心として、例えば、PTA、子ども会、自治会等の地域団体、公民館等の社会教育施設や市民センター、社会福祉協議会、放課後児童クラブ、地域のNPO等の関係者、地域ボランティア等として活動に関わる地域住民等が想定されます。地域（ローカルエリア）の枠を越えた関係者等にオンラインで参画いただくことも考えられます。

既に学校支援地域本部等の活動の基盤がある場合は、それを「地域学校協働本部」に転化して活動を発展・充実していくことも考えられます。その場合は、従来の「支援」から「協働」へと変わったことによる違いについて、関係者に丁寧に周知することが大切です。また、地域学校協働活動を推進する上で必要な地域の団体・機関等の関係者を新たにメンバーとして組み込んでいくことが有効です。なお、独自の名称（〇〇ネットワーク、△△会など）が定着している場合には、その名称を引き続き使用し、実質的には「地域学校協働本部」として活動することも可能です。

地域学校協働本部の実施運営方針の検討

地域学校協働本部の実施・運営に当たっては、運営方針、活動内容、イベント等の検討や、関係者の情報共有などを行う会議の場を設けることも有効です。こうした会議では、例えば、活動プログラムの企画・充実方策、活動における安全管理方策や、地域ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策等を検討することが想定されます。

また、地域学校協働活動推進員は、地域ボランティアの登録制度を整備したり、又は、ソーシャルネットワークの配信リストに加えたりするなどにより、連絡・調整を円滑に行い、活動が体系的かつ継続的に実施されるよう、地域の実情やこれまでの活動の経緯を踏まえつつ工夫を図ることが重要です。

地域学校協働本部による活動を継続的・効果的に行うためには、学校の余裕教室や公民館等の社会教育施設を活用することなどにより、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等の打合せのための事務・作業スペースをできるだけ確保することが望まれます。恒常的に地域学校協働活動推進員や地域ボランティアが集まることのできる場があることにより、人や情報が集まりやすくなり、教職員と地域学校協働活動推進員の連絡・調整の円滑化にも寄与することが期待されます。

また、地域学校協働活動の実施に当たっては、活動場所の確保が重要であり、それぞれの活動で適切な場所を選択する必要があります。活動を学校内で行う場合には、余裕教室を活用したり、通常の教室ではなく体育館、図書室、マルチメディアルームやランチルームなどを活用した事例も見られます。



【学校施設におけるコミュニティスペースの有効活用事例】

茨城県牛久市 牛久市立ひたち野うしく中学校



地域活動室での「ひだまりカフェ」の様子



地域活動室でも「放課後自主学习」の様子

- 地域の居場所づくりとして、校内にある地域活動室の有効活用を推進。
- 子供たちの活動の場も取り入れた地域の居場所づくりとして「ひだまりカフェ」の実施や子供たちの放課後の居場所として「自主学习室の開放」等を行った。

令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進：に係る文部科学大臣表彰 被表彰取組事例集

学校内において地域学校協働活動を行う際、学校における働き方改革を踏まえ、当該時間帯の学校施設の管理責任を教育委員会が担うことや、学校施設の管理責任について教育委員会規則等で定めることなどにより、学校運営に支障が生じないよう工夫することが必要です。また、学校外の社会教育施設や公共施設・スペース等を活用する場合には、当該施設の関係団体と緊密な連携を図り、活動の日時や場所について事前に打合せを行い、安全面の配慮を行うとともに計画的な活動の推進を図る必要があります。

活動に当たっては、学校の内外いずれにおいても、施設の状況に応じ適切な管理方法を関係者で検討し、実施していくことが期待されます。具体的には施設管理面の責任を明確にしておくことや、施設の鍵の受け渡し等施設利用に関するルールを事前に取り決めておくことが有効です。

なお、学校施設を整備する際には、地域への学校開放を前提としたコミュニティスペースを設けるなど、公民館等の社会教育施設における機能を包含するなど、地域学校協働活動の推進にとっても有効に機能するよう安全・安心で質の高い施設整備を行うことが期待されます。学校は、子供たちの学習・生活の場であることはもとより、地域コミュニティ形成の核となったり、災害時には避難所になったりと、多様な役割を担う場でもあり、「学校を核とした地域づくり」にもつながります。

地域学校協働本部における安全・安心な活動に向けての準備

安全・安心な地域学校協働活動の実施のためには、教育委員会において、①子供たちの健康に関する危機管理と対応策、②災害対策、③施設周辺における事件・事故に関わる危機管理、④不審者侵入対策、⑤虐待防止の取組等を講ずるよう、本部の関係者に促すことが必要です。事前と発生時、事後の対策を多面的に準備しておくことが重要です。例えば、施設・設備等のハード面の対策として安全点検や避難経路の確認等を行うとともに、活動内容・指導體制等のソフト面の対策として、関係者が連携して安全管理を行ったり、子供たちへの安全指導を実施したり、地域と学校が連携・協働して非常時を想定した訓練を行うことなどが挙げられます。また、特に学校施設を活用したケースでは、事前に学校側と非常時における児童の引率や連絡体制、情報共有の方法などについて協議しておくことが大切です。

危機・安全管理のための地域学校協働本部の連携先として、教育委員会や首長部局の関係部局、活動を実施する施設等の関係者等をはじめ、警察・防犯団体、消防署・消防団、保健・医療機関、地域の多様な団体等と活動内容や地域の状況に応じて、危機管理の体制を日頃から整えておくことが重要です。

また、地域学校協働活動中の事故への備えとして、教育委員会は、地域学校協働本部において、例えば活動を行う地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等にボランティア保険等の各種傷害・賠償責任保険や、イベントの行事保険等への加入を促すことも考えられます。

危機管理、安全対策の重要性の周知と研修

地域学校協働活動の実施に関わる地域住民等は、子供たちの健康情報や保護者の連絡先等の個人情報を取り扱うことも多いため、教育委員会において定めた個人情報の管理に関するルール等に基づき、地域学校協働本部は、個人情報の取扱いについて十分に配慮し、ルールや覚書等を策定しておくことが重要です。地域住民等が地域ボランティア登録をする際に、個人情報の取扱い等についても説明し、理解を得た上で活動に参画していただくようにすることが期待されます。

教育委員会においては、安全・安心な地域学校協働活動の実施に向けて、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等を対象とした研修を実施することが重要です。研修の具体的な内容としては、例えば、危機管理・安全対策についての基本方針や共通認識、使用する施設及び備品や道具等についての安全点検と適切な使用方法、子供の基礎疾患や当日の体調の理解とそれらを踏まえた活動の在り方、子供の行動特性の理解、障害のある子供の特性等の理解と支援の在り方、活動に関する保護者への説明、集団生活における感染症、熱中症、食中毒についての基礎的な理解と対策、応急手当の方法、事故等の発生時の記録の仕方や報告体制、医療機関に関する情報、保護者への連絡体制、虐待の定義や発見時の対応方法、事案発生時の学校との連携などが考えられます。

また、教育委員会においては、過去に起こった事故等の事例の検証や、事故等にまでは至らなかったいわゆる「ヒヤリ・ハット」事例についても分析を行い、同様の案件が発生しないよう防止策を検討・実施することが望まれます。さらに、教育委員会は、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が学校で行う避難訓練等に積極的に参加できるよう、学校や地域に呼びかけたり、地域と学校が協働で行う避難訓練や安全教育等を促進したりすることも有効です。

さらに、こども性暴力防止法に基づいた対応について教育委員会が学校に対して周知徹底を行い、全ての関係者は、子供の権利を理解し、児童への性暴力加害の抑止や、性暴力の疑いが生じた場合の対応に関する理解を深め、未然防止・早期発見に繋げることが重要です。また、性暴力防止に向けた正しい知識の獲得は、関係者自身を性暴力の加害者になることから守ることに繋がります。そのため、教育委員会は、性暴力防止等への知識や認識の共有に向けて、関係者への研修機会を確保することが求められます。

子供たちへのきめ細やかな対応

安全・安心な活動の推進のためには、個別の子供へのきめ細やかな対応が求められ、個人情報に配慮しつつ、子供たちの健康状態を把握することが大切です。特に発達障害のある子供や運動誘発ぜん息をはじめとした気管支ぜん息、食物アレルギーを含むアレルギー疾患、心疾患、腎疾患、糖尿病などの基礎疾患を持つ子供たち、日常的に喀痰（かくたん）吸引等の医療的ケアが必要な子供たちは、その疾患の程度や治療段階において生活に制限がある場合があります。そのため、地域学校協働活動推進員は、必要に応じて、疾患や可能な活動について学校や保護者等から情報を得て事前に把握し、活動に関わるメンバーで共有することが重要です。

子供たちを地域全体で見守り、子供たちの安全・安心を確保する上でも、活動に際しては、地域ボランティア等が複数で対応する、活動内容を地域学校協働活動推進員、学校関係者や保護者等と共有するといった工夫を図

ることが大切です。

また、地域学校協働活動中に子供たちの様子や学校の周辺状況で気になることがあった場合には、学校側にも情報を共有することにより、子供たちを多角的に見守ることにつながります。地域と学校との連携を密にして情報を共有し、地域全体で地域の子供たちの安全・安心を確保することが重要です。

5.3 学校と地域の連携・協働

学校と地域の目標共有・役割分担

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域と子供の成長に向けた目標を共有し、連携・協働を一層進めていくため、教育委員会は学校と地域が役割分担を進めるための組織的な体制を構築していくことや、学校内において学校と地域をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実を支援していくことが大切です。



また、地域連携の業務として「校内・学校間(校区内)・教育委員会との連絡・調整」、「校内教職員等の支援ニーズの把握・調整」、「地域との連携に係る校内研修の企画・実施」、「活動を担うサポーターとの連絡・調整」、「地域連携に関する情報の発信」などが挙げられますが、教職員に過度な負担を強いることのないよう、地域学校協働活動推進員等を配置し、推進員等がこれらの業務を可能な限り担うようにすることが重要です。

特に、放課後の時間帯や土曜日、日曜日、長期休業中等に行われる地域学校協働活動については、学校における働き方改革が大きな課題となっている状況の中で、教職員に過度な負担を求めることのないよう十分留意しながら進めることが必要です。

また、「地域とともにある学校」として、地域との関係を構築し、地域の人々と連携・協働した取組を進めることができる体制を備えるため、校長は、学校運営の責任者として、子供たちや地域の実態を踏まえ、学校のビジョンを策定・公表し、教職員のみならず、地域住民や保護者等と意識や取組の方向性の共有を図ることが必要です。教育委員会は、管理職研修をはじめ、教職員の研修の機会において、学校と地域との連携・協働に係る講義や熟議等の演習を充実させるとともに、教職員等の学校関係者、地域関係者等を対象とした「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」や国の制度等に関する説明会を積極的に活用したり、地域関係者等との合同による研修を行ったりすることも必要です。

幼稚園、高等学校、特別支援学校等の特性を踏まえた取組の推進

地域学校協働活動は、主に小学校や中学校を対象とした活動が多く見られますが、幼稚園、高等学校、特別支援学校等においても、地域と連携・協働した取組を通して、社会全体で子供たちの成長を支えていくことが重要です。

教育委員会は、それぞれの学校種の特徴を生かしつつ、幼児児童生徒の発達の段階等に応じて、地域と学校の連携・協働を推進していくことができるよう、各学校や地域に働きかけたり、必要な主体と連携したりすることが大切です。特に、設置者が異なる学校を交えた地域学校協働活動を進める際には、都道府県と市区町村の教育委員会が連携して、円滑に活動が行われるような配慮が望まれます。

● 幼稚園等における取組

幼稚園等において、地域住民等とも協力しながら、幼児が積極的に活動できるような環境をつくることはとても意義のあることです。幼稚園等を対象とした地域学校協働活動の推進は、例えば、地域との協働による園庭の環境整備、体験活動の充実、親子参加型プログラムの実施、小学校と連携した取組などが考えられます。

地域学校協働活動の推進に当たって、例えば、小学校（または中学校区）を対象とする地域学校協働本部が、同じ校区内の幼稚園等との連携・協働体制を構築することは、幼稚園等と小学校の教職員や関係者による課題の共有や、子供たちの情報についての情報交換を促し、幼稚園等と小学校の円滑な接続にもつながることが期待されます。

また、就学前の施設には、幼稚園だけでなく保育所や認定こども園等があり、教育委員会においては、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の質の向上を進めるため、幼児期の子供一人一人の健やかな成長を着実に支援するためにも、地域学校協働活動の推進に当たって、福祉部局等とも連携し、幼稚園や保育所等との連携・協働を促進させることが重要です。

● 高等学校における取組

高等学校を対象として地域学校協働活動を実施する場合は、キャリア教育を推進する観点からも、特に、総合的な学習（探究）の時間の中で地域の課題を解決する取組や教育課程外のボランティア活動などの社会参画型の活動を充実していくことが重要です。地域の課題を解決する取組を、高校生が地域住民や大学生、地域の団体等と共に企画・実施することは、学習意欲の向上のみならず、地域の将来への当事者意識の向上にもつながります。高等学校における地域学校協働活動の推進は、高校生自身が自らを地域の担い手の一員であると認識し、地域課題の解決や地元での就職・起業等も視野に入れて進路を選択するなど、地域で活躍する意識をもつ若者の増加にもつながり、地方創生にも資することが期待されます。

また、義務教育段階の際に地域学校協働活動等で地域住民と関わった高校生が、今度は自らが地域住民の一人として小学生や中学生等を対象とした地域学校協働活動に地域ボランティアとして参画することは、学びの循環の仕組みづくりを図る上でも大きな意義があります。

● 特別支援学校における取組

特別支援学校（小・中学校等に通う特別な教育的支援を必要とする子供たちを含む）を対象として地域学校協働活動を推進する場合においては、地域での体験的な学習、職場体験学習、ボランティア活動、インターンシップといった社会参画型の活動を充実させることで、子供たちが社会と接点を持つ意味などを具体的に学ぶ機会とすることが重要です。その際、一人一人の障害の状態及び発達の段階や特性等に配慮しつつ、保護者のみならず、地域の医療、福祉、労働、NPO等の関係機関を含めた地域と連携していくことが必要です。一人一人に応じた教育を地域とともに行うことで、児童生徒が地域で豊かに暮らし、地域で働く自分の将来の姿を描けるようになります。自分自身が、地域の担い手の一員となる意識を醸成することで、特別支援学校と地域が共に成長し、よりよい社会を築いていくことが期待されます。特別支援学校の児童生徒等と地域の方々が、一緒に活動していくことで、保護者や医療・福祉の関係機関のみならず、関わる地域の方々の気付き、配慮につながり、これが共生社会の実現へと結びつくものと期待できます。また、教育委員会においては、例えば放課後等の学習・体験活動支援を実施する際に、通常の支援員に加えて、特に配慮が必要な子供たちへの支援を行う支援員（特別支援・共生社会サポーター）等を配置することなどにより、特別支援学校等における地域学校協働活動の推進を図ることが重要です。



6章 地域学校協働活動推進員

6.1 地域学校協働活動推進員とは

地域学校協働活動推進員は、社会教育法において、次のとおり定められています。

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

6.2 地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動推進員に期待される役割

地域学校協働活動の推進においては、地域住民等や学校関係者との連絡調整、地域学校協働活動の企画・調整等を担うコーディネーターの役割が非常に重要です。地域学校協働活動推進員はコーディネーター役として、地域の要望や学校の事情を十分に理解し、地域学校協働活動が学校運営の改善に結びつくよう、地域と学校の橋渡し役として、双方に働きかけることが大切です。

地域学校協働活動推進員には、主に以下のようなコーディネートが期待されます。

- ・ 学校運営協議会で承認した教育課程における地域との連携・協働による教育活動の企画
- ・ 教育課程外における地域学校協働活動の企画・運営・連絡調整・支援
- ・ 保護者、地域住民、地元企業、各種関係団体等地域の関係者との連絡調整・情報提供
- ・ 学校教育活動に係る地域資源やその活用等の情報提供
- ・ 学校運営協議会委員として学校運営に参画⁷
- ・ 管理職、教職員等の学校関係者との連絡調整・情報提供
- ・ 地域資源の掘り起こし
- ・ 地域住民の地域学校協働活動の理解の促進
- ・ 地域のネットワークの探索・接続 等

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

地域住民等をよく知り、学校関係者とも円滑にコミュニケーションがとれる地域学校協働活動推進員が地域と学校の間を調整することで、地域と学校がパートナーとして協働することができます。

これから地域学校協働活動推進員として活動していく方に、まず望まれる資質・能力は、以下の点です。

- 地域学校協働活動への関心があること
- 地域のこと、学校のことを理解しようという意欲があること
- コミュニケーション力があって周囲と協調できること

これらの資質が備わっていれば、地域学校協働活動推進員としての活動を通して、次のような資質・能力が身に付き、コーディネーターとして、より一層活躍できるようになるでしょう。

- ・ 地域学校協働活動の推進に熱意と見識を有する
- ・ 地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・ 地域の住民、団体、機関等の関係者をよく理解している
- ・ 学校の実情や教育方針への理解がある
- ・ 地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- ・ 地域課題についての問題提起、解決に向けての伴走支援等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

また、地域学校協働活動推進員の資質・能力向上には、教育委員会や学校の支援や協力が欠かせません。

教育委員会として、地域学校協働活動推進員の資質向上のための研修や、好事例等の情報提供等を行うほか、地域学校協働活動推進員の役割や重要性について学校に対して説明し、理解を得ることも重要です。

学校においても、管理職から教職員に対し、地域学校協働活動推進員の役割や重要性について説明し、理解を得た上でパートナーとして共に活動していくことが求められます。

地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

地域学校協働活動推進員の確保・質の向上は、中長期的な視点に立って継続的に進めることが重要であり、教育委員会は、その域内において地域学校協働活動推進員の発掘・育成・機能強化を計画的に進めることが必要です。特に、特定の個人に依存しすぎないように工夫し、地域学校協働活動推進員の交代があっても担当していた活動が継続するよう、地域学校協働活動推進員を育成し、引き継ぐといった持続可能な仕組みを構築していくことが重要です。

地域学校協働活動推進員の候補、発掘

教育委員会は、地域学校協働活動推進員に期待する役割や求められる資質・能力を明確にした上で、地域の適切な人材を探していくことが重要です。

7 地域学校協働活動推進員を複数名配置している場合、全員を学校運営協議会委員とする必要はありません。

地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材としては、地域学校協働活動への関心があり、地域のこと、学校のことを理解しようという意欲があり、コミュニケーション力があって周囲と協調できる方です。

教育委員会は、学校運営協議会や既に当該地域で活動している地域学校協働活動推進員に相談したり、近隣の地域学校協働活動推進員、地域の自治会や学校等の関係者から情報を得たりすることにより、地域学校協働活動推進員の候補者となり得る人材を把握します。首長部局の地域づくりに関わる担当者からの情報も有効です。

地域学校協働活動推進員の処遇等

● 文書での委嘱

地域学校協働活動を円滑かつ効果的に行うには、教育委員会、学校、地域学校協働活動推進員の役割分担や責任等について明確にし、関係者間の共通理解を図りながら進めていく必要があります。そのためには、教育委員会が地域学校協働活動推進員の委嘱を文書で行い、その処遇や役割等を明確に示し、地域学校協働活動推進員が自らの責任や役割について認識できるようにすることが重要です。

なお、教育委員会が委嘱を行う際には、守秘義務の順守及び子供たちの安全・健康面や学校の教職員の負担への配慮等について示し、順守すべき事項に反するなどの不適切な行為を行った地域学校協働活動推進員には、委嘱の解除を含めて適切に対応するなど、地域学校協働活動推進員の業務の状況について、教育委員会が把握し対応できるようにすることが重要です。

● 学校等の関係者への周知

教育委員会は、地域学校協働活動推進員の責任や役割、活動に当たっての注意事項、ルール等を地域学校協働活動の対象となる学校に対する事務連絡やガイドブック等で示すなどの対応も考えられます。その際、学校管理職の協働活動に対する理解や教職員による授業協働へ向けての意識改革が大変重要であるため、必要に応じて研修等を行うことが望ましいです。

● 環境整備

地域学校協働活動推進員が活動しやすい環境を整備することも有効です。職員室に専用の机を設置したり、専用の部屋を用意するなど地域学校協働活動推進員の活動場所を整備することの有効性は、地域学校協働活動推進員等の配置や活動に係る効果検証（令和5年度地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究）においても示されています。

● 地域学校協働活動推進員の委嘱・配置

地域学校協働活動推進員に求められる役割の全てを受け持ち、資質・能力を兼ね備えている方への委嘱はもちろん、地域の中で複数の地域学校協働活動推進員を委嘱し、分担してそれぞれが得意なことを活かしながらチームで地域学校協働活動の推進に取り組むことも考えられます。教育委員会としては、地域や学校の様々な課題を分析し、その解決のためには、どのような地域学校協働活動推進員を、どのくらい委嘱・配置するのが効果的かを検討した上で、地域学校協働活動推進員を委嘱・配置することが大切です。⁸

8 課題に対応した地域学校協働活動推進員の追加配置のイメージ

①複数配置を行う（課題に対し専門的な見地から対応するため、既に配置されている推進員に加えて当該分野の専門性を持つ推進員を複数配置する）、②活動時間を増やす（課題に対して重点的に対応する時間を確保するため、既に配置される推進員の活動時間を増やす）、③広域的に対応する（地域で共通する課題に対応するため、各学校に配置される推進員に加えて広域的な対応を専門にする推進員を追加配置する）

9・国立教育政策研究所社会教育実践研修センター「社研の窓」令和6年度 社会教育情報番組「社研の窓」
・独立行政法人教職員支援機構（NITS）動画教材 NITS 独立行政法人教職員支援機構 等

地域学校協働活動推進員の研修・育成・機能強化

教育委員会においては、地域学校協働活動推進員の育成、質の向上に向け、研修や地域学校協働活動推進員間の連携・交流を積極的に行い、資質・能力を高めることが大切です。

● 経験や求められる役割等に応じた研修

研修は、対象者の経験や求められる役割等に応じ実施することが有効です。例えば、地域学校協働活動推進員になったばかりの初任者向け研修、数年間活動してきた地域学校協働活動推進員向けのステップアップ研修等が考えられます。また、地域学校協働活動推進員の候補者向けに養成講習を実施し、その修了を地域学校協働活動推進員の委嘱の条件とするという方法も考えられます。

● 研修内容・方法

研修内容としては、地域学校協働活動推進員に期待される役割を踏まえ、例えば、学校と地域の連絡調整・地域住民等への助言、学校関係者や地域ボランティアとのコミュニケーションの手法など、それぞれの教育委員会において効果的な研修となるように工夫することが大切です。

また、講義形式の研修だけでなく、熟議やワークショップ、ケーススタディ、学校訪問やフィールドワークを取り入れたり、放送大学などの大学や社会教育団体、国立教育政策研究所社会教育実践研修センターやNPO等の研修プログラムを活用したりするなど、地域や学校の実情に応じて工夫することが重要です。

学校関係者、社会教育主事等の研修プログラム⁹と一部重ねて開催するなどの工夫により、地域学校協働活動推進員と学校関係者等との交流の機会を研修に組み込むことも有効です。

● 教育委員会や統括的な地域学校協働活動推進員によるフォローアップ・情報提供

地域学校協働活動推進員が、それぞれの地域学校協働本部において、実際にどのような役割を担い、どのような活動を行い、どのような課題に直面しているのかについて、教育委員会がフォローアップを行い把握することや統括的な地域学校協働活動推進員による相談や助言も、継続的な地域学校協働活動の実現に向けて有効です。

地域学校協働活動推進員の育成に当たっては、推進員の継続的な学びを支援するような体系的・計画的な取組が重要です。教育委員会は、研修の実施のみならず、メンターとなるような先輩の地域学校協働活動推進員や地域の関係者・団体等との交流やイベント等を通じて相互に学び合う機会の提供など、地域学校協働活動推進員が学ぶ場を提供することや学びの環境づくりを行うことも有効です。

また、教育委員会においては、効果的なコーディネート活動の具体的な事例を収集・分析し、地域学校協働活動推進員等に積極的に情報提供することが必要です。情報提供の手法としては、研修等で事例発表を行ったり、都道府県や市区町村のホームページやメールマガジン等で広報したり、推進員向けマニュアル等に盛り込むことも考えられます。

6.3 統括的な地域学校協働活動推進員

都道府県や市区町村の域内全域を視野に入れて地域学校協働活動を推進していくためには、より広域的な観点から、複数の地域学校協働活動推進員間を調整するための統括的なコーディネート機能を強化し、推進員の資質

向上やネットワーク化の促進、各学校区における地域学校協働活動の充実や活性化、地域学校協働活動の未実施地域の取組開始の支援等を図っていくことが重要です。

そこで、教育委員会において、社会教育主事が統括的なコーディネート機能の強化を図るほか、必要に応じて統括的な地域学校協働活動推進員を委嘱することやNPO等の団体の協力により推進することも考えられます。

統括的な地域学校協働活動推進員に期待される役割

統括的な地域学校協働活動推進員は、主に、各々の地域学校協働本部の活動範囲を超えて市区町村等の域内における地域学校協働活動の推進を広域的に支援することが期待されます。教育委員会と連携して地域学校協働活動の推進に当たるほか、時には教育委員会の施策に対して、自らの経験を生かして助言をすることも考えられます。

教育委員会は、地域や学校の実情や特色を踏まえ、以下のような役割を具体化していくことが重要です。

- ・ 地域学校協働活動推進員間の交流促進や情報共有の促進
- ・ 地域学校協働活動推進員からの相談対応
- ・ 地域学校協働活動推進員への適切な助言・指導や事例紹介
- ・ 地域学校協働活動推進員の育成
- ・ 地域学校協働活動推進員となりうる人材の発掘・確保のための企画・運営・支援
- ・ 地域との連携・協働に係る研修の企画・実施
- ・ 未実施地域において新たに取組を開始する際の助言や先行事例の提供
- ・ 地域学校協働活動推進のための施策への助言・支援 等

統括的な地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力に加え、これまでコーディネーター等としての実績や経験、学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、社会や世界の状況を幅広く視野に入れていることなどが考えられます。教育委員会は、それぞれの地域や学校の特色、実情や地域学校協働活動の推進に係る将来目標等を踏まえ、統括的な地域学校協働活動推進員に求められる資質・能力を検討し、明確にしておくことが重要です。

統括的な地域学校協働活動推進員の確保・質の向上

● 統括的な地域学校協働活動推進員の候補、発掘

教育委員会は、統括的な地域学校協働活動推進員に期待する役割や求められる資質・能力等を明確にした上で、適切な人材に委嘱することが重要です。統括的な地域学校協働活動推進員の候補人材としては、以下のような方々が考えられますが、地域や学校の特色や実情を踏まえて、また、これから生じるであろう教育課題に対応しながら、幅広い視点で候補人材を発掘していくことが大切です。

- ・ 地域学校協働活動推進員やコーディネーターとして長年活躍した人
- ・ 社会教育主事として活動した経験のある人
- ・ 社会教育士
- ・ 校長や教職員の経験者で、地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・ P T A関係者、P T A活動経験者で地域学校協働活動の経験が豊富な人

- ・地域学校協働活動に関する業務や調整の経験を有する人
- ・地域活性化やまちづくり関係の地域の団体のリーダー
- ・地域ネットワークの充実等に関わっている人 等

統括的な地域学校協働活動推進員を確保・配置するには、教育委員会において積極的に候補となる人材を発掘、育成していくことが重要です。教育委員会が統括的な地域学校協働活動推進員に、学校教育にこれまでにはない新たな視点や手法を取り込むための企画力や実行力を重視する場合は、市区町村等の域内に限らず適任者を発掘していくことや、NPO等の人材を活用することも考えられます。

● 統括的な地域学校協働活動推進員の処遇等

教育委員会においては、域内の地域学校協働活動の円滑な実施や域内全体での活動の推進に向け、統括的な地域学校協働活動推進員の役割や資質、処遇、活動内容等を明確にし、文書で委嘱することが重要です。また、統括的な地域学校協働活動推進員の存在と役割を域内の関係者に周知する必要があります。

● 統括的な地域学校協働活動推進員の研修・育成

統括的な地域学校協働活動推進員がその役割を果たしていくには、教育委員会による継続的・計画的な研修、育成、サポートを行うことが重要です。教育委員会においては、活動の進捗状況や地域の実情を鑑み、統括的な地域学校協働活動推進員の配置・育成に向けた計画を策定し、候補者や従事者の研修や交流機会の充実を図るなどの取組が期待されます。

統括的な地域学校協働活動推進員には、国や地方公共団体の教育改革政策や地域創生に関する最新の施策動向や、事業のマネジメントについての知識・理解を高めることが期待されています。教育委員会は、このような情報や学習機会を、研修等を通じて統括的な地域学校協働活動推進員に提供することが大切です。また、教育委員会は、統括的な地域学校協働活動推進員に対し、都道府県・市区町村が実施する研修に加えて、国や国立教育政策研究所、社会教育実践研究センター等の国の関係機関、地域と学校の連携・協働に関するNPO等の団体が実施する研修やシンポジウム、広域的なブロック会議・交流会への参加を促すことが重要です。¹⁰

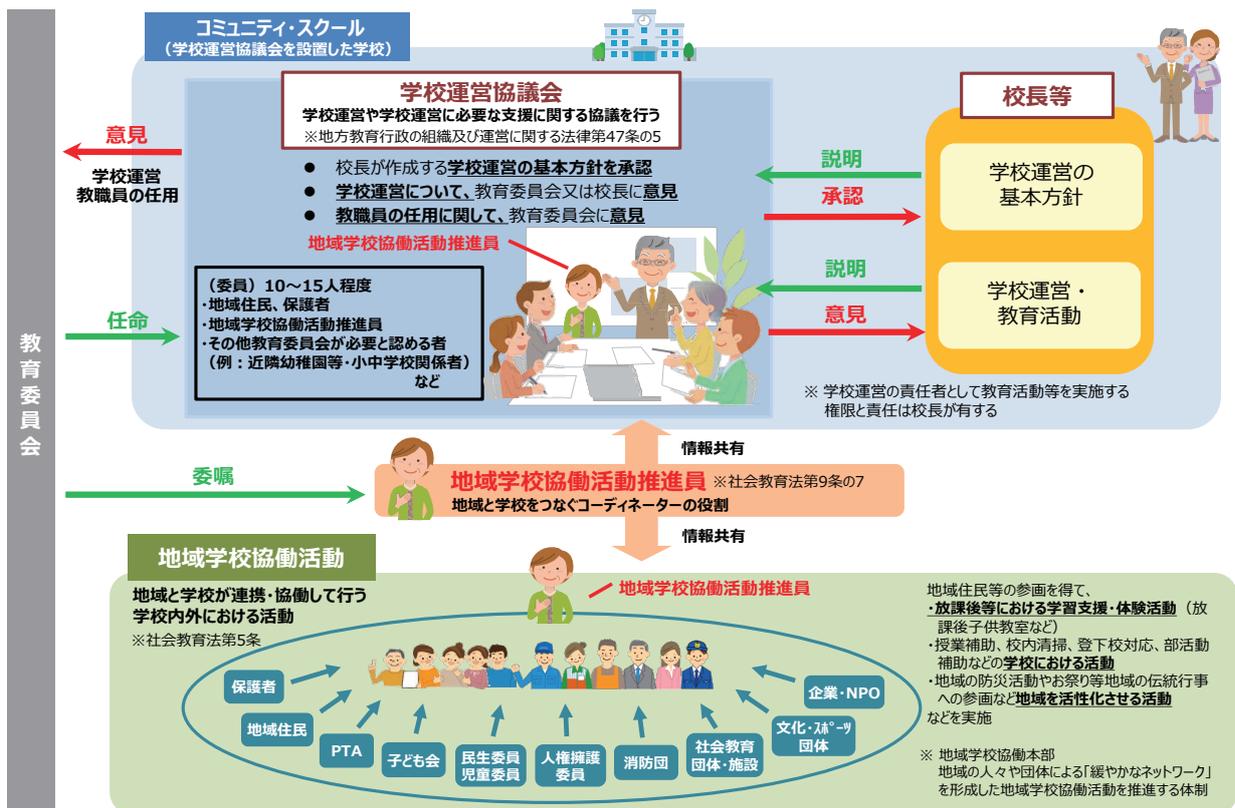
10・国立教育政策研究所社会教育実践研修センター「社研の窓」令和6年度 社会教育情報番組「社研の窓」
・独立行政法人教職員支援機構（NITS）動画教材 NITS 独立行政法人教職員支援機構 等

7章 コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

7.1 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進とは

第4期の教育振興基本計画¹¹では、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図ることにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。」と定めています。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



一体的推進の重要性

学校運営協議会の協議事項である「学校運営への必要な支援」を実現するためには、学校運営協議会での協議

¹¹ 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）
(https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_soseisk02-100000597_01.pdf)

内容に基づいた活動が行われるよう、地域学校協働活動と連携・協働することが重要です。このため、地域学校協働活動推進員をつなぎ役として、教育委員会が学校運営協議会と地域学校協働活動の両取組を相乗的に、そして一体的に推進していく必要があります。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するためには、学校を含む地域全体でどのような子供を育てていくのかという共通認識のもとで、学校と地域が共通の目標を設定することが重要であり、学校運営協議会の協議や熟議等がその役割を果たします。その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することにより、教育活動や地域学校協働活動の充実・活性化につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させることで補完効果・相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。教育委員会内で所管が分かれている場合は、部署間で連携して一体的に推進することが重要です。

学校種別の考え方（テーマに応じて課題解決を図るコミュニティ・スクール）

子供たちの生きる力が地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであることは、どの段階においても変わるものではありません。地域や社会を支える子供たちを育成していくためにも、学校種の特性を生かしつつ、幼児児童生徒の発達段階等に応じて、地域や社会との協働体制を構築していく必要があります。

小学校や中学校では、通常、学区や市町などの行政区の地域（ローカルエリア）をコミュニティの基盤として捉えますが、高等学校や特別支援学校では学区が複数の中学校区にまたがっていたり都道府県全体に広がっていたりすることから、学校の目標や実情など（テーマ）に応じて課題解決を図るコミュニティ・スクールとして、地域（ローカルエリア）の枠にとどまらず、より幅広く連携・協働する共同体を形成することも可能です。

● 幼稚園等

幼児期に家庭や地域住民など様々な人に愛情を持って関わってもらうことが重要です。このため、幼稚園等における学校運営協議会は、地域において幼児期から子供の育ちを共に考える場としていくことが重要です。卒園児の保護者や子育て支援ボランティア等、地域との連携の推進等が期待されます。

また、幼小接続の観点から、学校種を越えたコミュニティ・スクールとして、幼稚園と小学校の学校運営協議会を一体的に運営することや、国私立を含めた幼稚園等の関係者が近隣小学校の学校運営協議会に委員として参画することも有効です。

● 高等学校

高等学校において広く地域や社会の参画・協力を促進することは、学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化、特色づくりに資するものです。これまで培われた地域や社会との関係を生かして、学校運営協議会を通じ、地域住民や近隣の大学の教員、地元の商店街、企業、NPO等の団体、地方公共団体等の協力を得ることが期待されます。地域の差し迫った課題を、高校生自らが地域と協働して解決していく地域課題解決型学習（「総合的な学習（探究）の時間」の活用）を実施するなど、高等学校と地域の双方向的な魅力を発信することも期待されます。自治体、地元産業界等との連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組みを構築することが期待されます。

また、学校運営協議会の設置と、高等学校・地方公共団体・産業界・高等教育機関・NPO 法人等の連携・協働体制（コンソーシアム）の構築とを、有機的に連携を図りながら推進することが効果的です。なお、高等学校においては、地域学校協働本部の代替としてコンソーシアムを構築することも考えられます。¹²

高等学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会と地域社会との連携・協働）

各学校の目標や実情等に応じた連携・協働

(例1)

国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーの育成

- ・国内外の高等教育機関
- ・国内外の企業 等

(例2)

最先端の実践的な職業教育を主とする専門的な能力の育成

- ・企業
- ・地元経済団体
- ・都道府県・市町村行政
- ・高等教育機関 等

(例3)

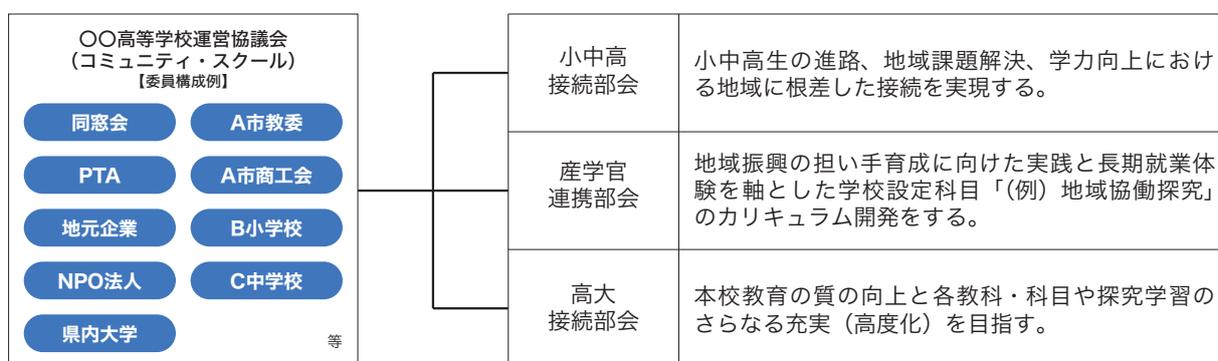
持続可能な地域を支えるために必要となる力の育成

- ・地方公共団体
- ・産業界
- ・高等教育機関
- ・NPO法人 等

各学校の目標や実情等に応じた地域社会との連携・協働により、「社会に開かれた教育課程」を実現する観点から、SSHや専門高校における産業界と連携した取組の充実を図る上でもコミュニティ・スクールの仕組みを活用することが効果的

普通科・専門科を併設した学校における工夫例

各部会を置き、実効性のある運営体制を構築



● 特別支援学校

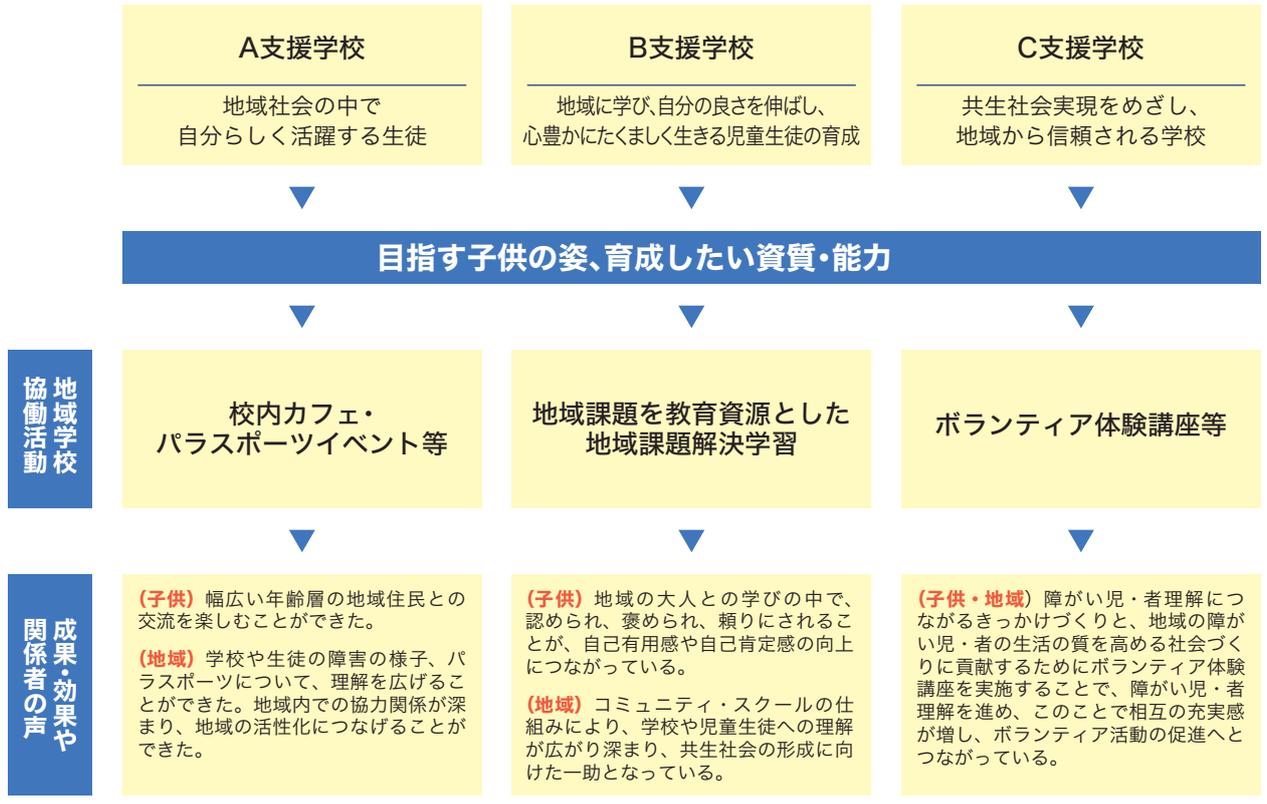
学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者等に加え、行政、医療、保健、福祉、企業、NPO等の代表の協力を得ることで、子供たちが外部の大人とのコミュニケーションを取る機会やそれによるコミュニケーションスキル等を得ることができるほか、子供たちが自立し社会参加できる環境の充実を図ることが期待されます。また、外部講師等として授業への参画を得ることにより、教職員も自己の教育活動を振り返る機会となり、学校として必要な教育活動の再確認ができます。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、児童生徒等が地域に貢献する活動を意識して展開することにより、障害の状態にかかわらず、児童生徒等を地域社会の担い手として育成することが可能となり、特別支援学校を核とした地域づくりの実現にも繋がります。また、センター的機能の役割を果たす特別支援学校が有する資源の有効な活用を図ることを通じて、地域の活性化に貢献していくことも期待されます。例えば、保護者の入級相談、近隣の子供たちとの交流、居住地交流、子供たちの制作した作品の展示や販売などを促進することなどにより、特別支援学校等における地域学校協働活動の推進を図ることが期待されます。

特別支援学校におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会と地域社会との連携・協働)

特別支援学校への導入の意義

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の積み重ねは、学校の教育目標の実現、学校運営の強化のみならず、**特別支援学校・児童生徒への理解の広がり・深まり、地域におけるつながりづくり等、共生社会の基盤形成にも効果を発揮する。**



7.2 一体的推進における地域学校協働活動推進員等の役割

地域学校協働活動推進員等は、保護者や地域住民等と学校との情報共有や、地域学校協働活動を行う保護者や地域住民等に対する助言や援助を行い、学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整の役割を担うほか、学校運営協議会委員として学校運営にも参画するなど、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進する上で重要な役割を担っています。

一体的推進に向けた工夫が行われている例として、以下のような取組があげられます。

- ・学校運営協議会において校長から学校の動向や方針を示したのちに、それに基づき地域コーディネーターが具体的な地域学校協働活動の提案を行うなど、地域コーディネーターに明確な役割があるとともに、学校運営協議会での協議を踏まえた地域学校協働活動の展開につながっている。また、年に1回は学校運営協議会主催で熟議の場を設け、教職員・学校運営協議会委員・地域コーディネーター・保護者が集まり、交流を通してつながりを育むような機会もある。

・推進員2名が学校運営協議会委員を兼ねているとともに、下部組織である地域学校協働部会に所属している。そこでの教職員との交流・協議をきっかけとして、推進員との協働の意義や可能性が伝わり、活発な活動につながっている。

推進員等を学校運営協議会委員として委嘱することや、委員でない推進員等が学校運営協議会の協議の場に参加する機会を設けることなどの工夫が考えられます。協議に基づいた活動を行うことで活動自体が改善されるだけでなく、学校運営協議会が教職員と推進員等との交流の場となり、これをきっかけに連携・協働が活発になるような様子もうかがえます。

7.3 これからのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

教育委員会が主体となり、関係部署で連携して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の相互の連携・協働を推進することにより、授業や学校行事等の学校の教育活動そのものへの支援だけでなく、地域や福祉関係機関等と連携・協働することで、いじめや不登校等の課題への対応や家庭教育への支援、児童虐待の問題への対応等、多様な課題への対応が可能となります。

例えば、学校運営協議会で協議した内容に基づいて学校と地域が連携・協働することで、授業補助や登下校の見守りなどの取組や、家庭環境など困難を抱える子供たちにも配慮した放課後等における学習支援・体験の機会の提供、部活動の地域での実施、地域の企業等と連携・協働した職場体験等、多様な活動を効果的に行うことができます。

学校が教育活動を通じて地域課題の解決に関わることは、子供たちの社会参画を促すことにつながり、その結果、子供たちが地域社会の一員としての自覚を持ち、地域への愛着やふるさと意識が醸成され、地域との関わりの中で自己有用感も育まれるなど様々な効果を生みます。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組により、コミュニティ・スクールがよりよい社会をつくるための地域づくりの核として、地域課題を解決するためのプラットフォームとなることも期待されます。

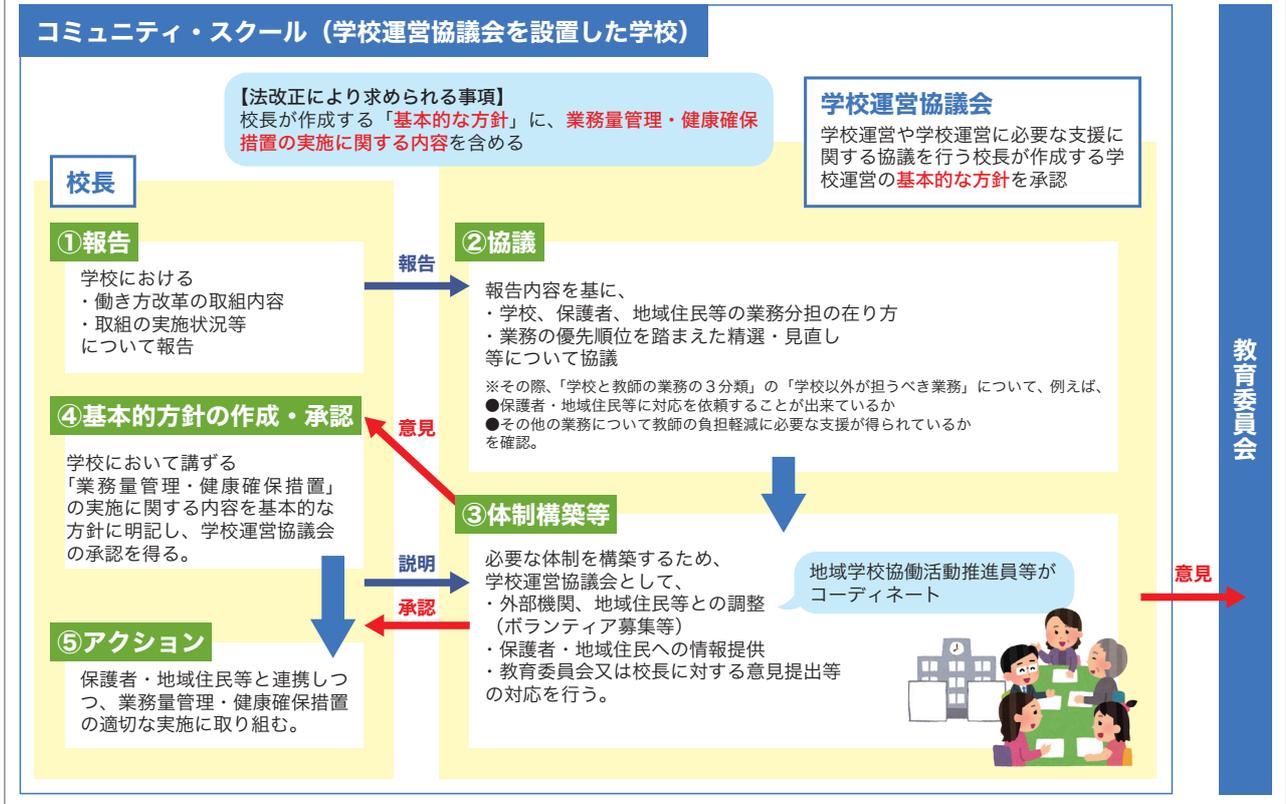
● 学校における働き方改革

学校における働き方改革の実効性を向上するためには、保護者や地域住民等の理解・協力・連携が不可欠です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項¹³のとおり、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」には、業務量管理・健康確保措置¹⁴の実施に関する内容が含まれています。そのため、保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら、業務の精選や必要な体制の構築等の取組を進めていくこととなります。

¹³ 令和7年6月18日公布、令和8年4月1日施行

¹⁴ 「業務量管理・健康確保措置」…教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項）

法改正を踏まえた対応例



(「基本的な方針」の承認に向けた手順の例)

- ・校長は、学校における働き方改革の取組内容や、その実施状況等について、学校運営協議会に報告を行う。
- ・学校運営協議会においては、当該報告内容を基に、学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方、業務の優先順位を踏まえた精選・見直し等について協議を行う。この際、学校運営協議会として、特に「学校と教師の業務の3分類」の「学校以外が担うべき業務」について、保護者、地域住民等に対応を依頼することができるか、その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているか、などの点に関して確認を行う。
- ・校長は協議において、学校に必要な支援の具体的内容について要請を行う。
- ・現状を踏まえ、学校運営協議会として、必要な体制を構築するため、外部関係機関、ボランティア等との調整や、教育委員会又は校長に対する意見提出等の対応を行う。
- ・校長は、これらの協議、対応の結果を踏まえ、当該学校において講ずる「業務量管理・健康確保措置」の実施に関する内容を基本的な方針に明記し、当該基本的な方針について学校運営協議会の承認を得る。
- ・校長は、保護者・地域住民等と連携しつつ、業務量管理・健康確保措置の適切な実施に取り組む。

● 学校教育活動の充実

「社会に開かれた教育課程」とは、「育てたい生徒像」や学校教育目標を学校と地域社会が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようになるのかを明確にしなが、地域社会との連携・協働によりその実現を図っていくことです。

コミュニティ・スクールの機能を活かし、学校運営協議会が学校の教育課程を含む学校運営の基本方針を承

認することで、学校と地域が目指す教育目標や子供たちに身につけさせたい資質・能力を共有し、地域の人的・物的資源を活用しながら、「社会に開かれた教育課程」を実現させていくことが考えられます。

具体的には、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、例えば、総合的な学習（探究）の時間において、児童生徒が地域の課題を発見し、解決に向けて地域のさまざまな主体と連携・協働することを通して、地域社会の形成者としての当事者意識を醸成する探究的な活動を実現することが考えられます。

● 放課後児童対策

放課後児童対策の改善・充実を図る上でも、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、関係者間の連携・協力を図ることが効果的です。放課後子供教室関係者や放課後児童クラブ関係者を学校運営協議会委員に加えたり、学校運営協議会の議題を工夫したりすることなどにより、放課後子供教室の取組が充実したり、学校関係者との間で十分な連携・協力が図られ、学校施設を活用した放課後児童クラブの円滑な実施につながったりすることが考えられます。¹⁵

● 地方創生・地域における課題解決

「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）¹⁶では、「地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成」が政策パッケージとして掲げられ、「学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり」に関する内容が明記されました。

コミュニティ・スクールは、学校と地域のコミュニケーションを深める場、そして災害時には地域の防災拠点ともなるなど、学校と地域のつながりを再構築する仕組みであり、学校を核としたコミュニティ再生・地方創生につながります。

地域コミュニティ・地域産業の維持に必要となる人材を地域全体で継続的に育成していくことは大変重要です。学校を核として、地域住民がこれらの課題を自分事として捉え、解決に向けて行動することは、民主主義社会の基盤強化へとつながります。その結果、子供や若者が自分の生まれ育った地域への愛着・誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に参画することで、地域が更に活性化していくことが考えられます。

今日的な課題を含む様々な地域課題を解決するプラットフォームとして、学校を核としたコミュニティ活性化の仕組みとしての機能が発揮されるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進がより一層求められます。

● 学校安全

持続可能かつ組織的に学校安全の質の向上を図るためには、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを最大限活用することが効果的です。学校と地域の防災体制の強化や通学路の安全等の学校安全の観点での課題や、各学校で策定することが義務付けられている学校安全計画や危機管理マニュアルについて学校運営協議会で協議することが考えられます。また、こうした協議を踏まえ、学校運営協議会や地域学校協働活動の関係者が、通学路及び学校の安全点検や避難訓練など、日頃の学校安全の取組等に参画し、各種取組の見直しを進めていくことも有効な方策として考えられます。¹⁷

15 放課後児童対策パッケージ 2026（令和7年12月）
(<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/houkago-jidoutaisaku/index.html>)

16 「地方創生 2.0 基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）
20250613_honbun.pdf

17 第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）
(https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm)
学校安全の推進に関する有識者会議 審議のまとめ（令和7年3月3日）
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/047/mext_00002.html)

8章 参考資料

8.1 関連法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

- 第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要

な措置を講じなければならない。

- 10 学校運営協議会委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

条文解説： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/suishin/detail/1313081.htm

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

- 3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

- 一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- 二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）
- 三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職
- 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 六 特定地方独立行政法人の役員

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

8.2 Q&A

・よくある質問 - 学校と地域でつくる学びの未来
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/faq/index.html>



8.3 参考資料

●国の取組

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/index.html>

- ・法令
- ・CSの取組
- ・家庭教育支援
- ・放課後児童対策
- ・補助事業
- ・調査研究事業
- ・その他の事業



●全国の実践事例

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/jirei/index.html>

- ・各種参考事例集
- ・表彰事例集



●企業等による教育プログラム

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html>



8.4 索引

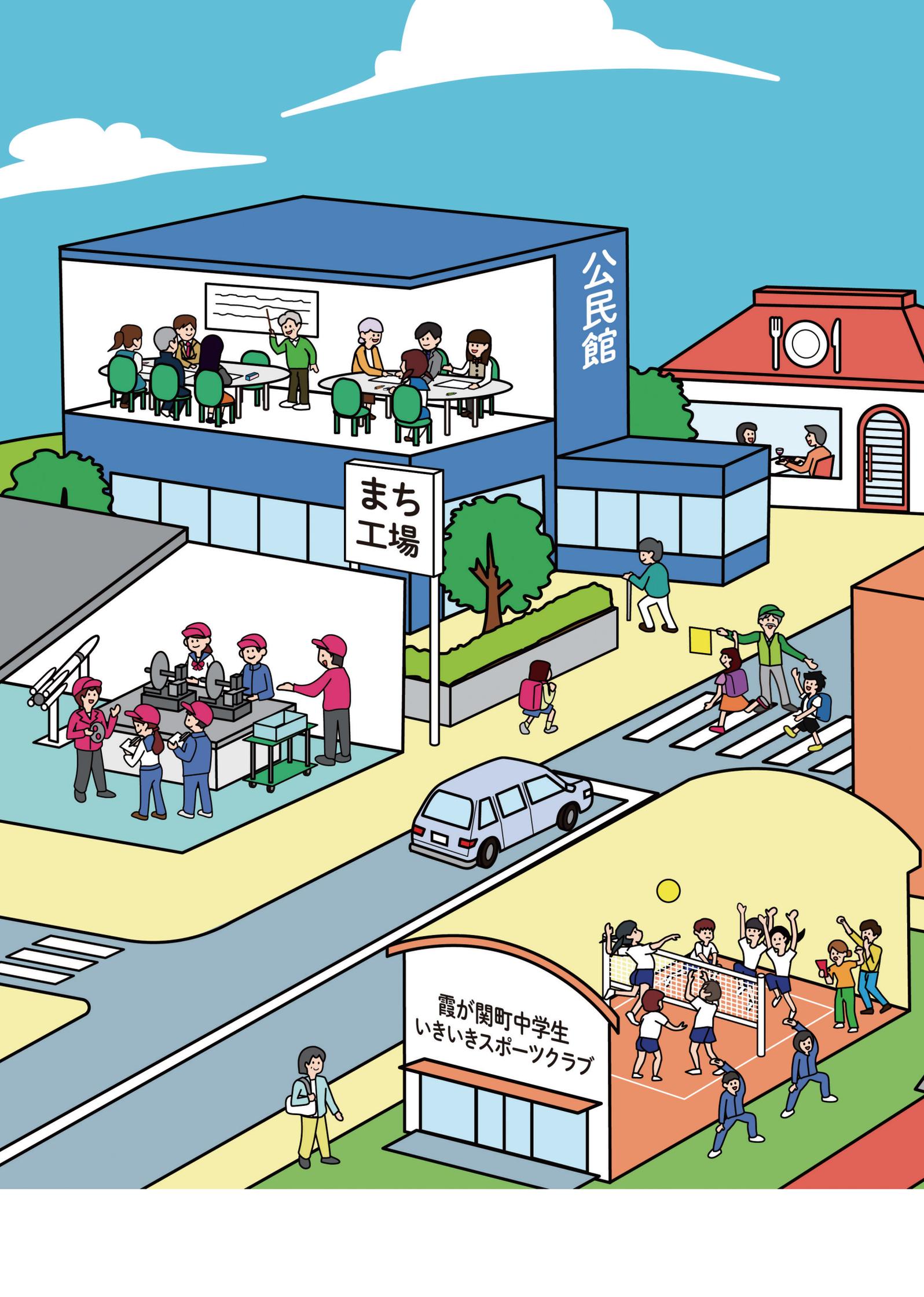
委嘱	2,31,40,42,43,44,45,50,54
会議の回数	20
学校運営協議会	2,15,20,21,47,48,49
学校運営協議会委員	8,10,14,15,17,21,24,40,49,50,51,53,54
教育委員会規則	6,7,9,14,20,36,53,54
研修	17,18,24,37,43,45
高等学校	18,38,39,47,49
コミュニティ・スクール	2,6,9,11,12,20,46,47,48,49,50
CSアドバイザー	3,24,25,26
CSマイスター	2,12,13,24
熟議	21,22
説明会	12,13,15,16,17,26,38
地域学校協働活動	2,27,29,31,33,42,43,44,45,46,49,50
地域学校協働活動推進員	2,40,41,42,43,44,45,49
地域学校協働本部	2,27,30,34,35,36
地域コーディネーター	2,49
地域創生	45
特別支援学校	38,48,49
働き方改革	4,10,20,28,36,38,50,51
伴走支援	3,14,20,25,26,34,41
評価	17,21,24,26,32
ファシリテーション	16,23
放課後児童対策	11,52
報酬	13,14,17,20,55
幼稚園	38,39,47
類似の仕組み	9,15,17

文部科学省 総合教育政策局
地域学習推進課 地域学校協働活動推進室
電話番号：03-5253-4111（内線：3284）
F A X：03-6734-3718
E-mail：s-manabi@mext.go.jp



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



公民館

まち
工場

霞が関町中学生
いきいきスポーツクラブ